

社保審－介護給付費分科会

第259回 (R 8.6.29)

資料 7

## 福祉用具・住宅改修

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 福祉用具・住宅改修の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



**1. 福祉用具・住宅改修の概況**

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 介護保険における福祉用具の概要

○ 介護保険の福祉用具は、要支援者・要介護者の日常生活の便宜を図るための用具及び要支援者・要介護者の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器（※2）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ（※2）
- ・ 歩行補助つえ（※2）
- ・ 自動排泄処理装置

### 【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

（※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)は、選択制の対象福祉用具となる。）

### 【給付制度の概要】

①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。軽度者（要支援1・2、要介護1）の状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は保険給付の対象外であるが、種目毎に必要性が認められる一定の状態にある人については保険給付の対象としている。

②販売種目：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってものの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③選択制：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。

④現に要した費用：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超過して貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

## 介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
  - 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排泄関連用具）
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの（つり上げ式リフトのつり具）
  3. 選択制の対象となる種目・種類のうち利用者が販売を選択したもの（歩行補助つえ、歩行器、スロープ）

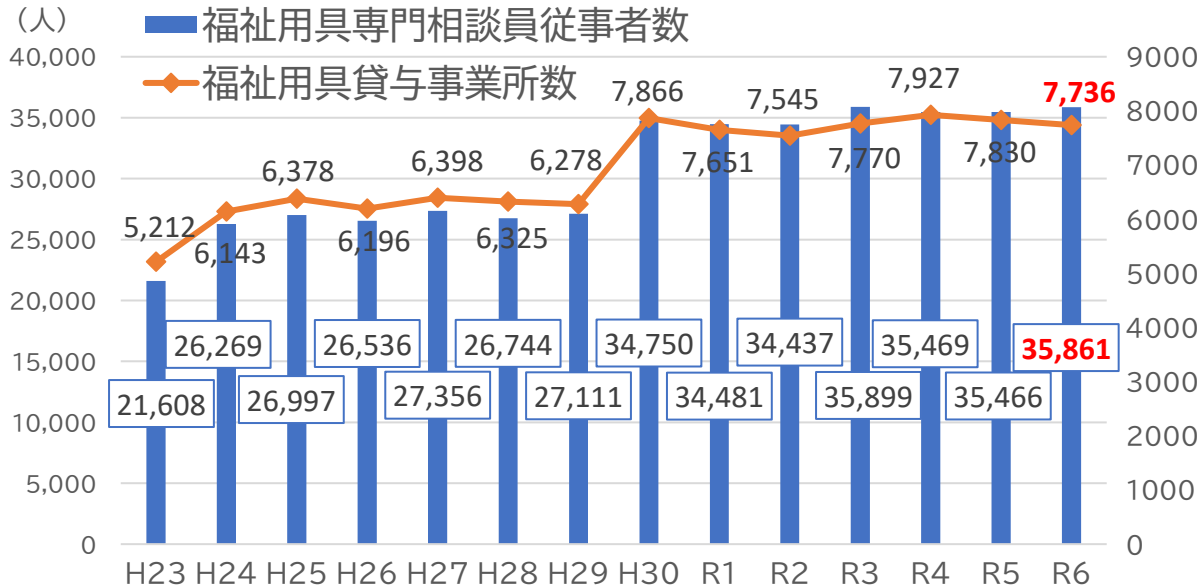
# 福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職である。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの常勤従事者は4.6人(令和6年10月1日現在)。
- 福祉用具専門相談員のうち、8割強が指定講習会修了者、その他2割弱は有資格専門職。

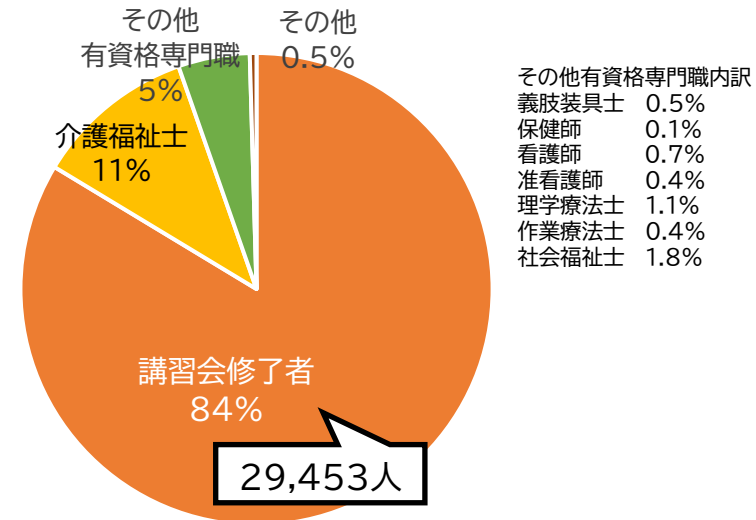
## ① 福祉用具専門相談員従事者数

事業所あたり従事者数(人)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.9	4.0	4.2	4.2	4.4	4.5	4.6

## ② 福祉用具専門相談員従事者数と貸与事業所数の推移



## ③ 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答)



出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

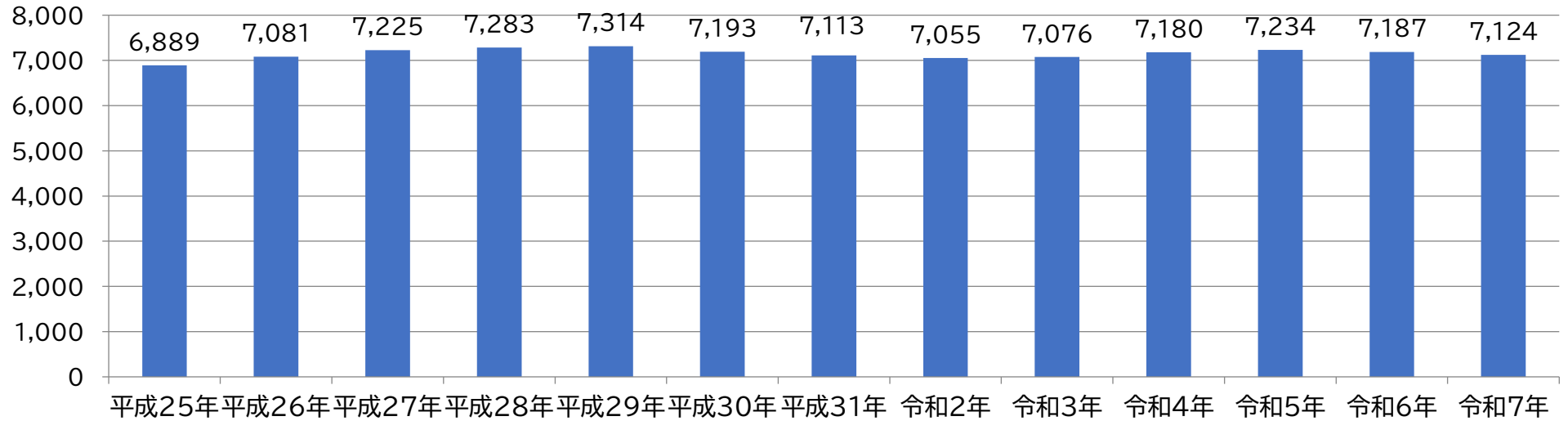
注:調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

出典:介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第12表  
(令和6年10月1日現在 n=35,861)

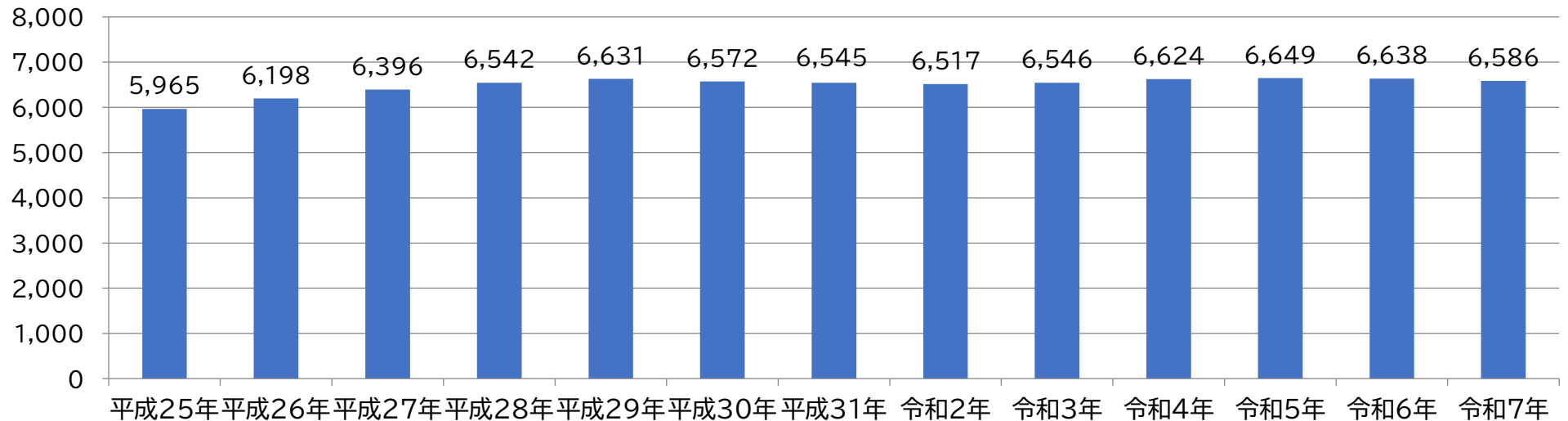
※ nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値 5

# 福祉用具貸与の請求事業所数

## 介護サービス



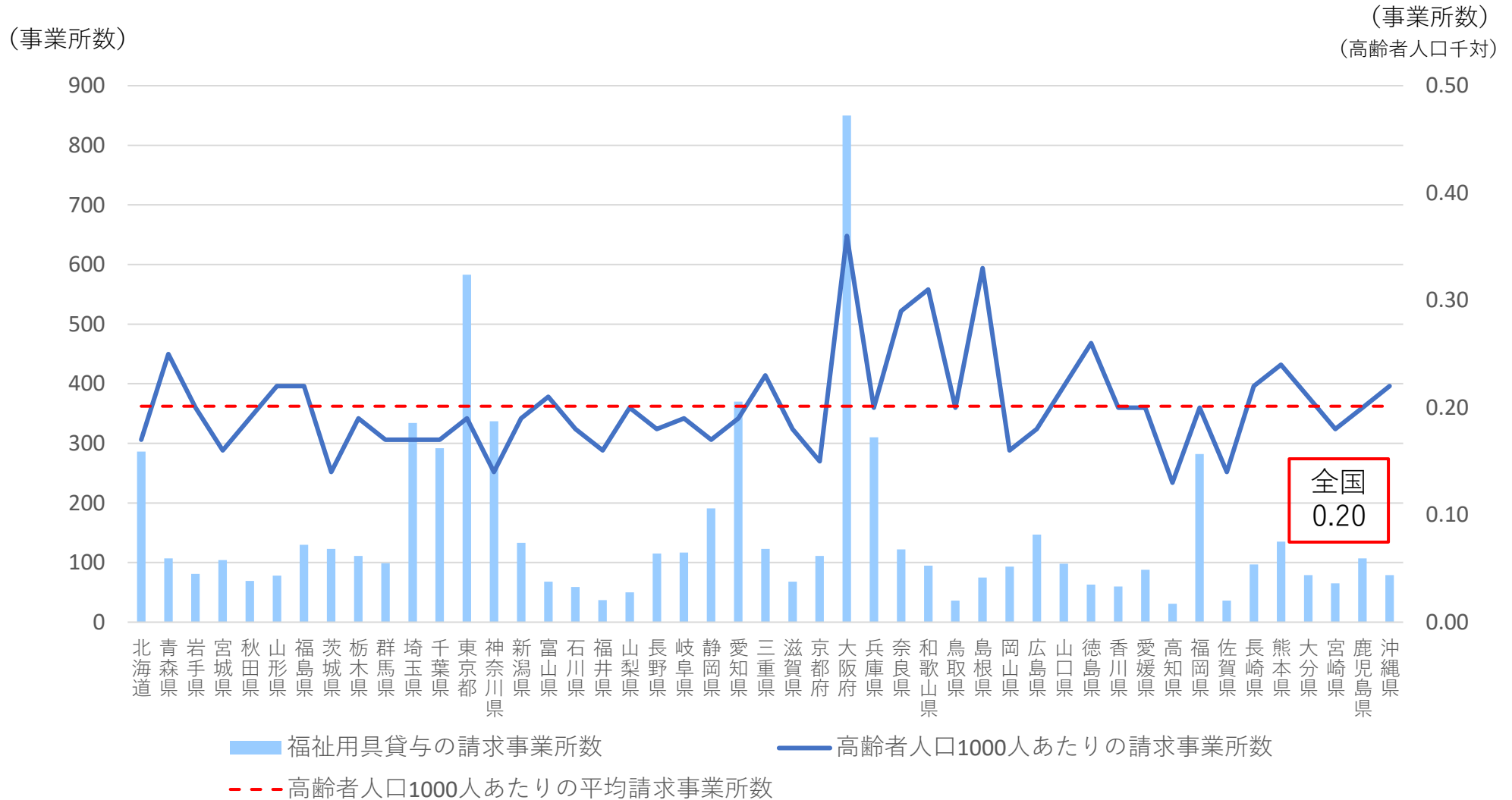
## 予防サービス



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局高齢者支援課にて作成

# 福祉用具貸与の請求事業所数（都道府県別）

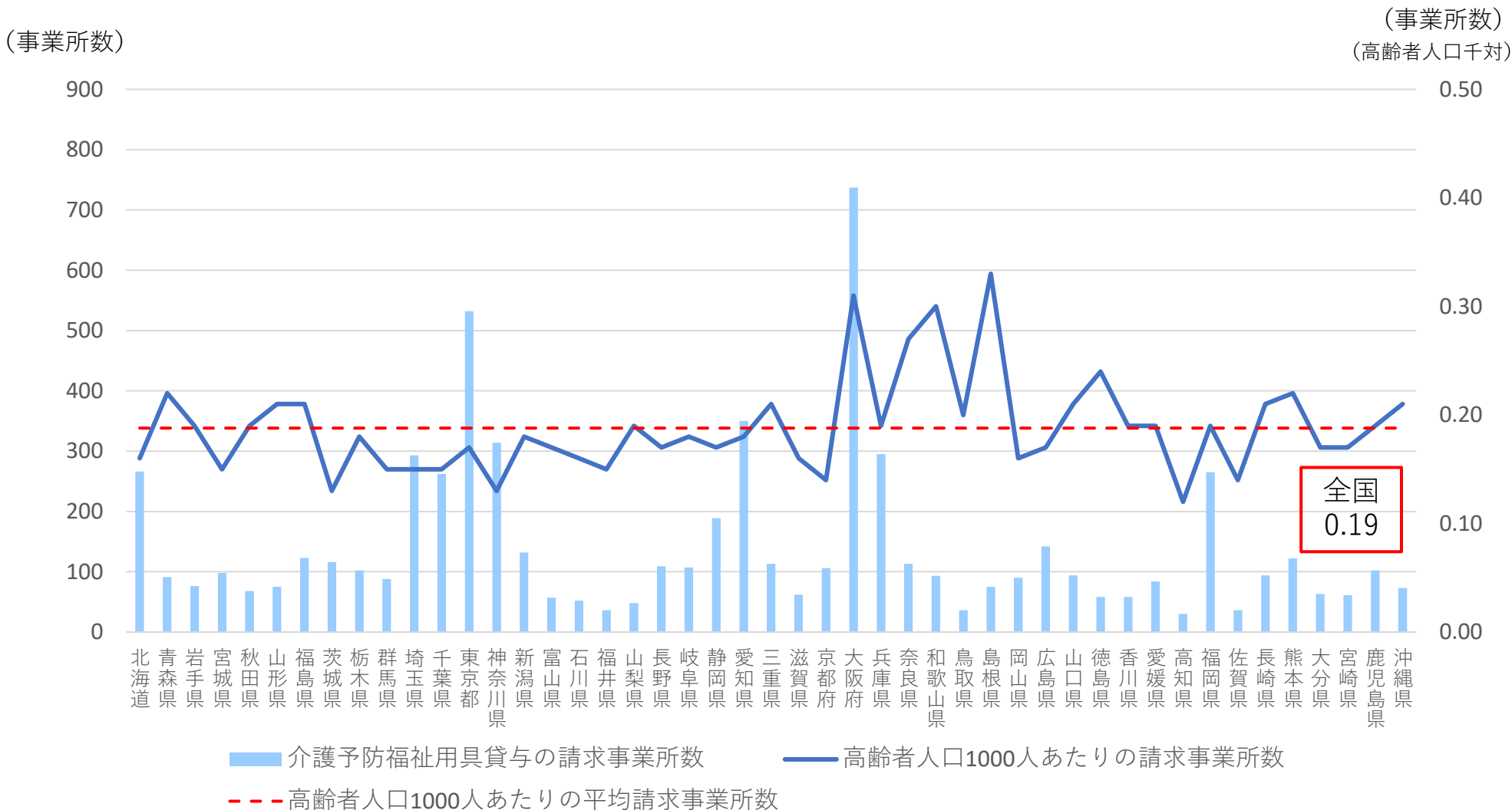


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告(令和7年4月審査分)及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年)」より老健局高齢者支援課にて作成

# 介護予防福祉用具貸与の請求事業所数（都道府県別）



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告(令和7年4月審査分)及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年)」より老健局高齢者支援課にて作成

# 福祉用具貸与の要介護度別受給者数

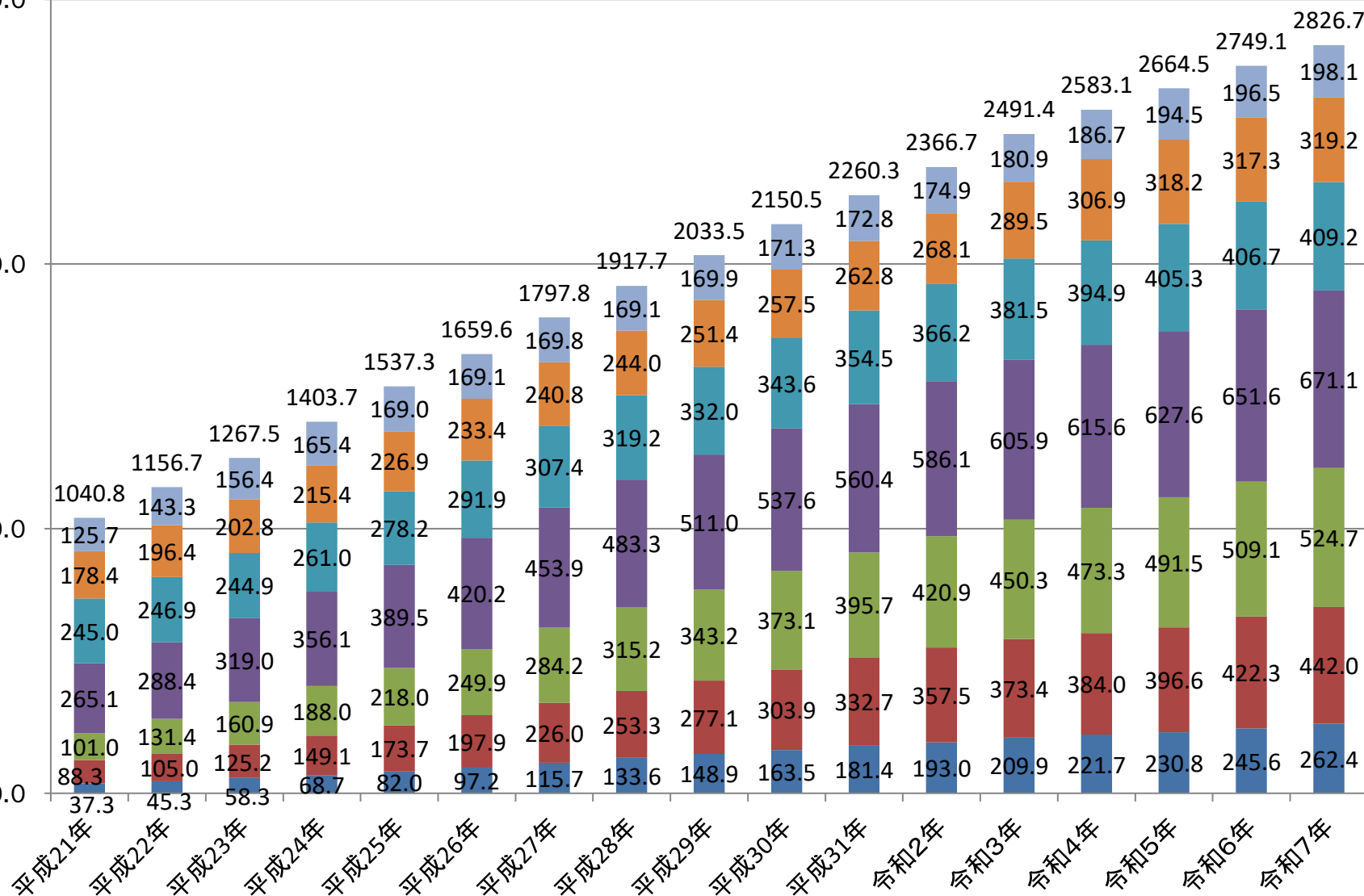
(千人)

3,000.0

2,000.0

1,000.0

0.0

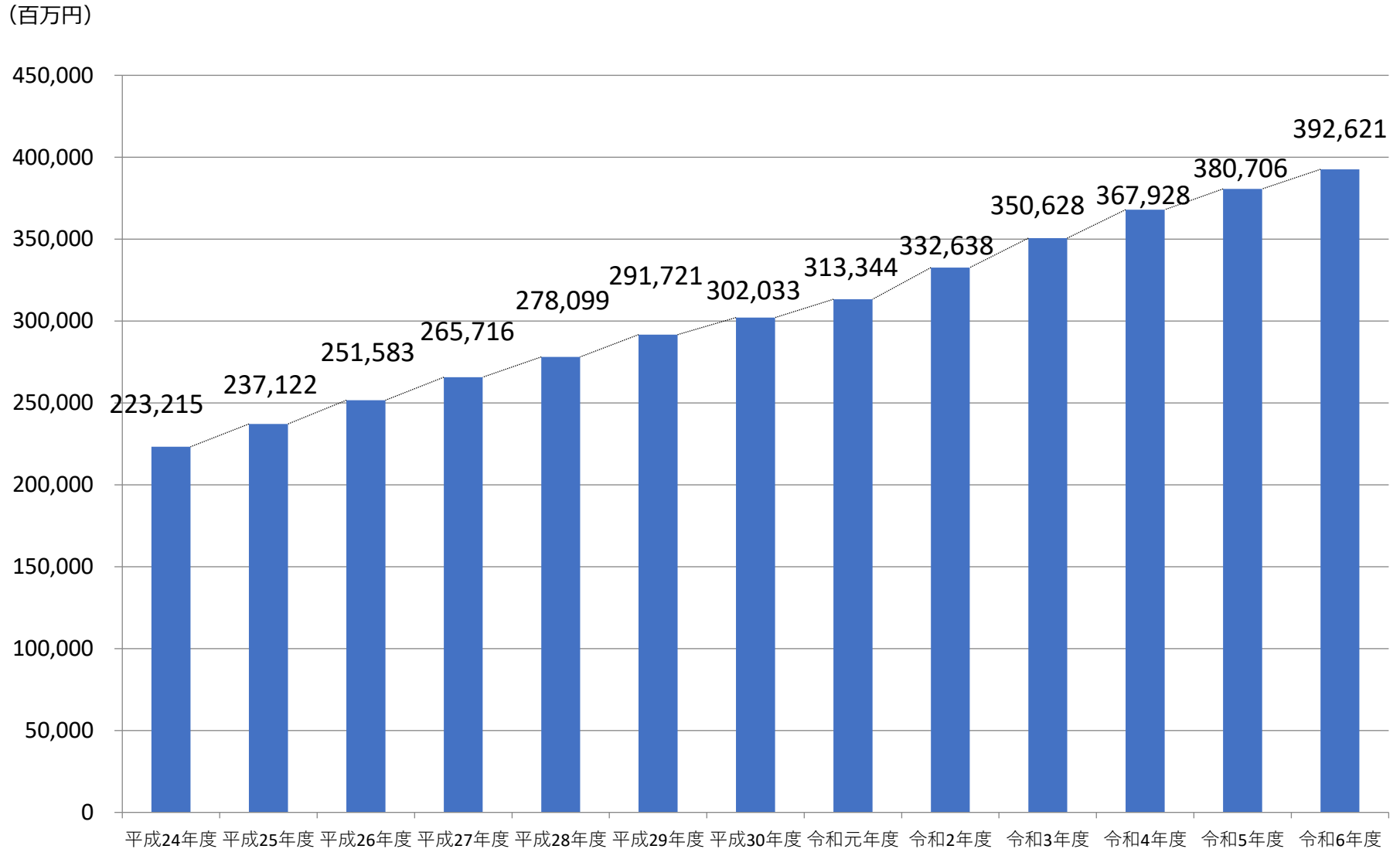


- 全体総数
- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1

※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

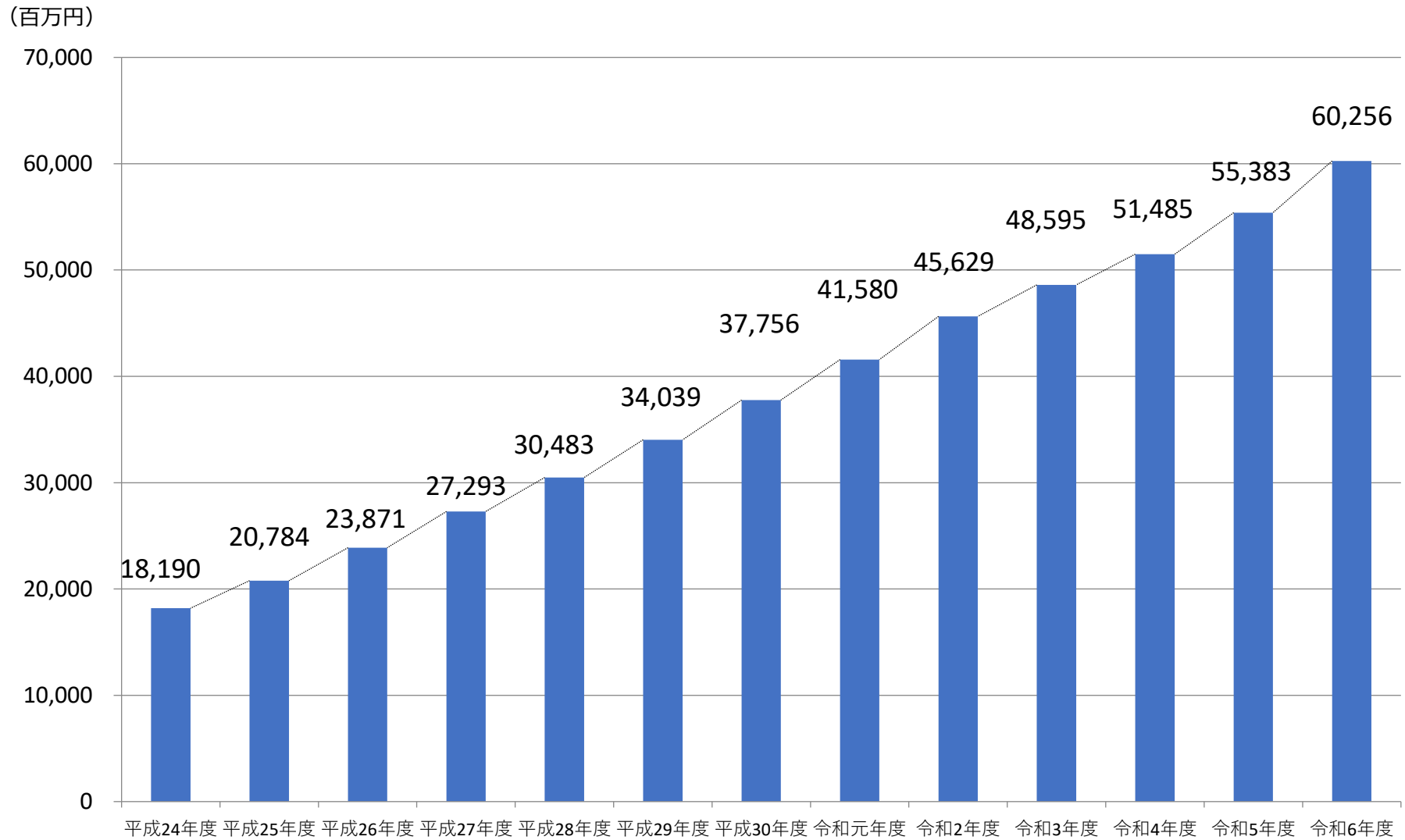
※経過的要介護は含まない。

# 福祉用具貸与の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

# 介護予防福祉用具貸与の費用額



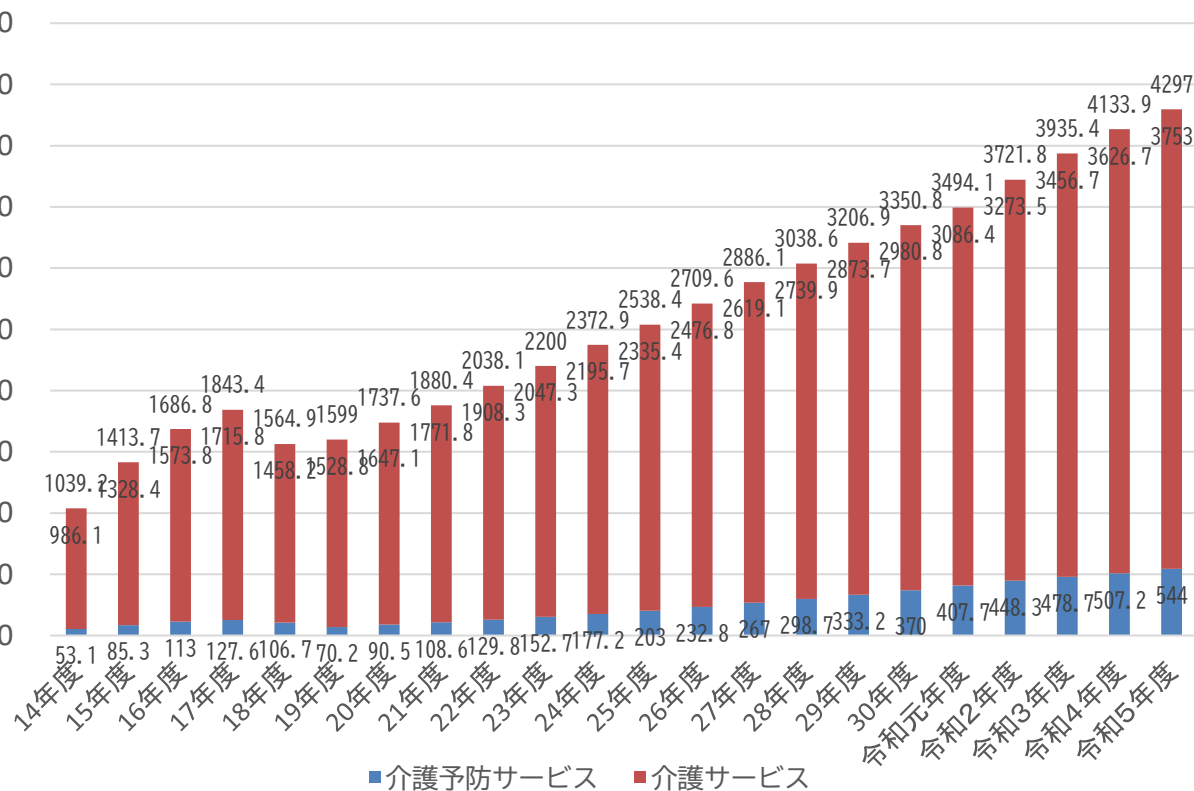
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

# 福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和5年度の福祉用具貸与の費用額は約4,297億円（対前年比約4%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の7割弱を占めている。

## 福祉用具貸与の費用額の推移（介護予防を含む）

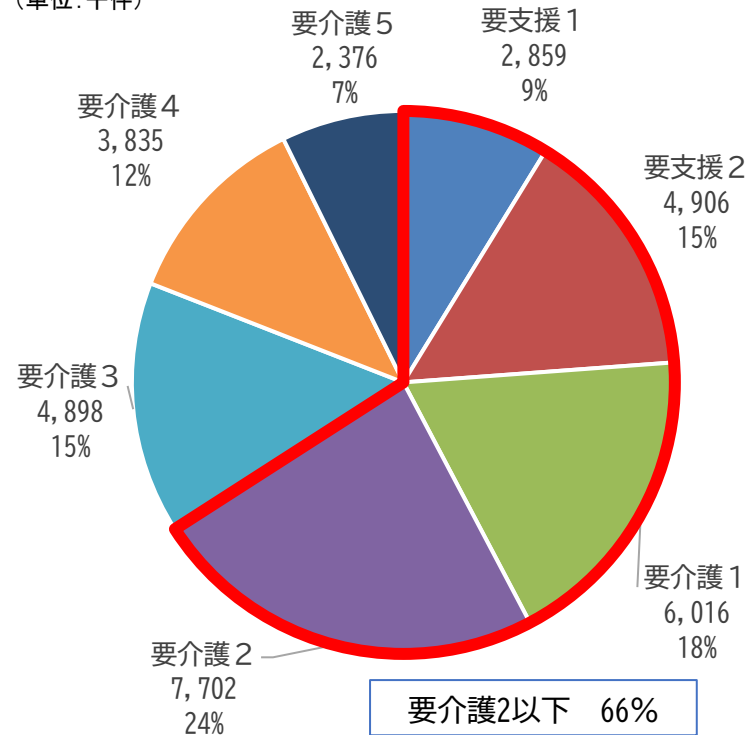
（単位：億円）



出典：介護保険事業状況報告年報（各年度）

## 福祉用具貸与の要介護度別給付件数 （年間延べ請求件数） 総数：32,592千件

（単位：千件）



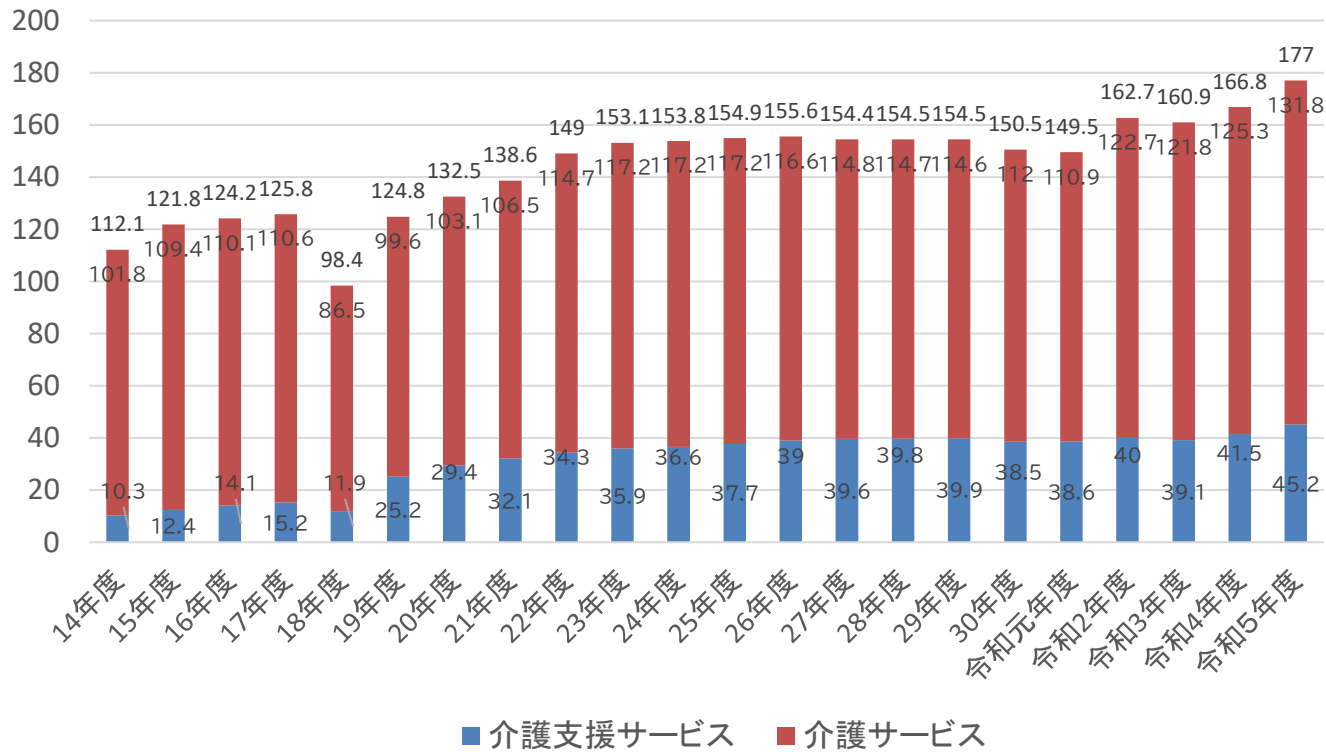
出典：介護保険事業状況報告年報（令和5年度）

# 特定福祉用具販売の保険給付の状況

- 令和5年度の特定福祉用具販売の費用額は約177億円である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の7割を占めている。

## 特定福祉用具販売の費用額の推移(介護予防を含む)

(単位:億円)

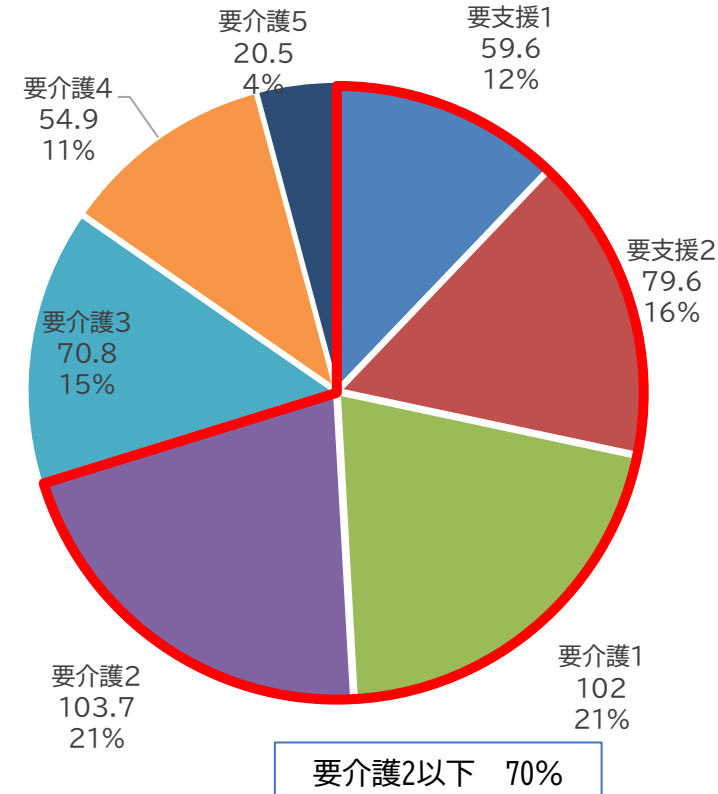


出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

## 特定福祉用具販売の要介護度別給付件数

(単位:千件)

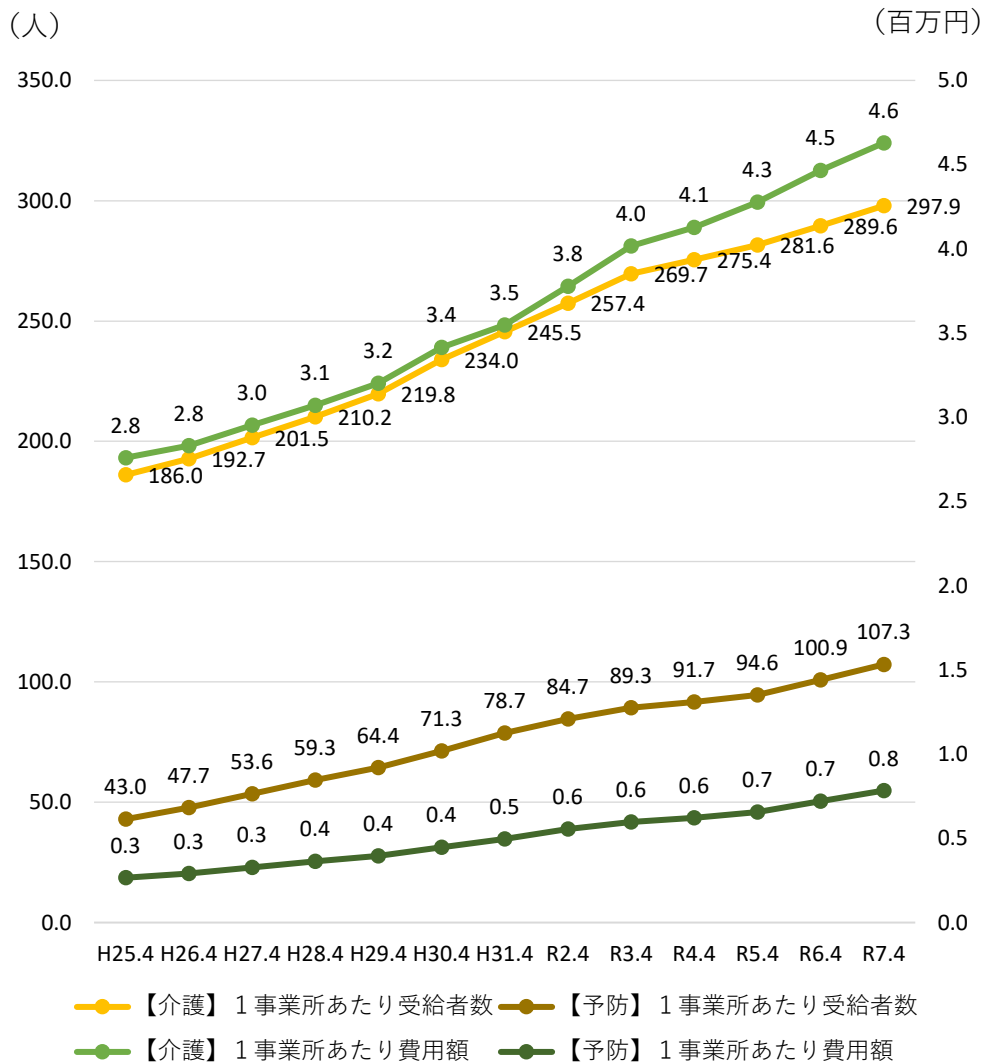
総数:491千件



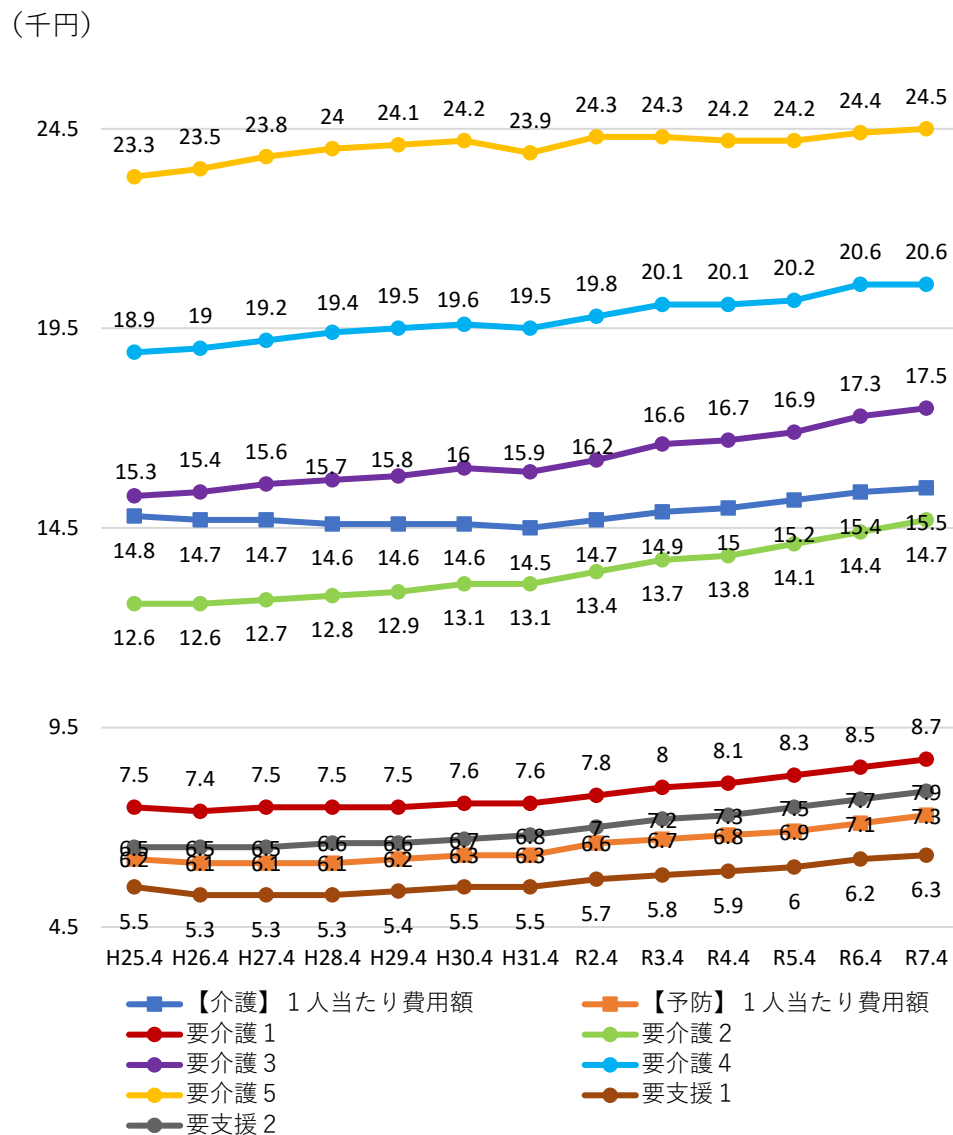
出典:介護保険事業状況報告年報(令和5年度)

# 福祉用具貸与の事業所あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

## ■ 1事業所1月あたりの受給者数・費用額



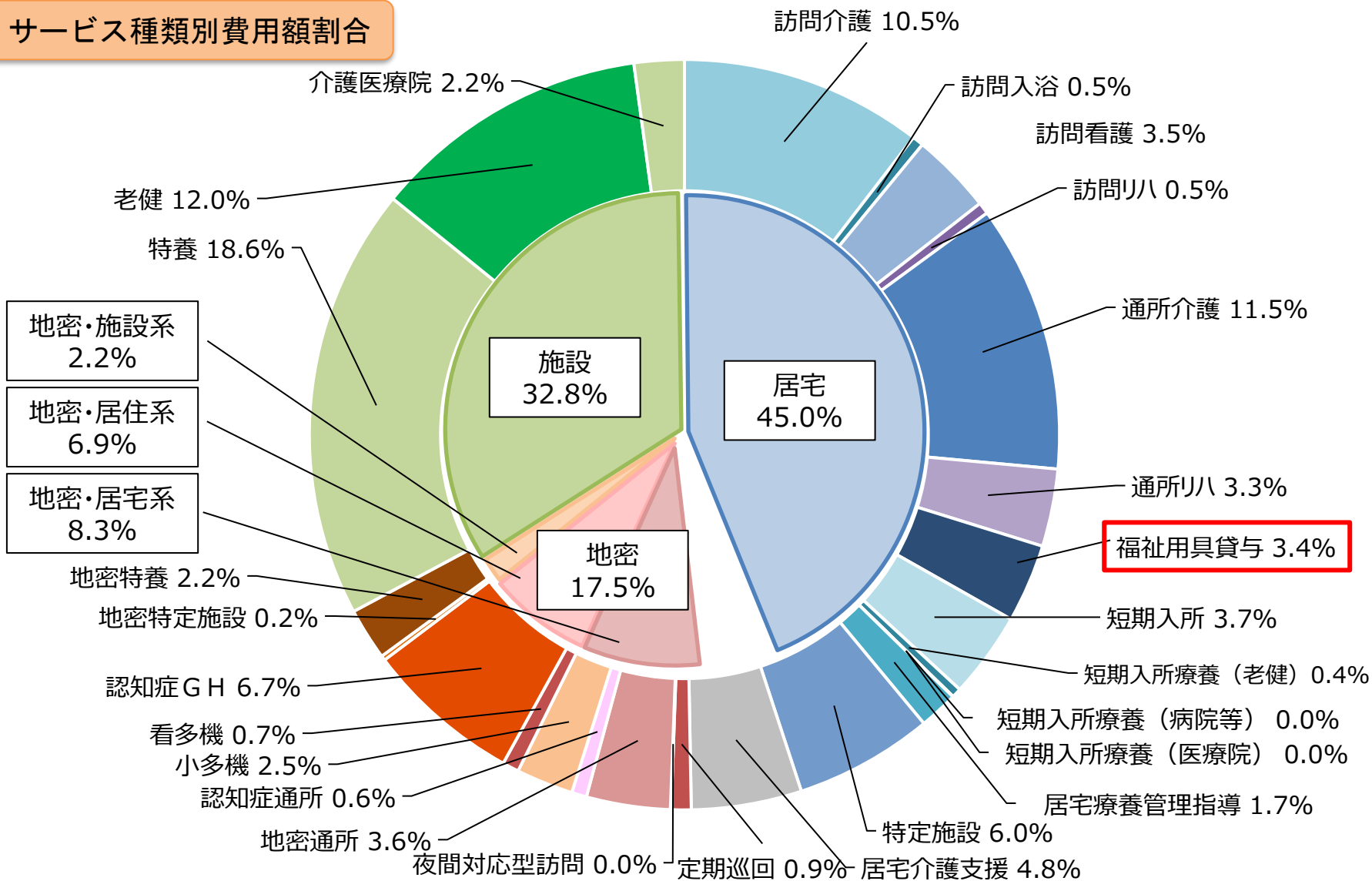
## ■ 利用者1人あたり1か月間の費用額



※総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。  
 ※短期利用を含まない。

# 介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

## サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
計	3,811,520	13,595	
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 福祉用具貸与の収支差率等

○福祉用具貸与の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は5.4%（※）となっており、金額ベースでは37.6万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）

第12表 福祉用具貸与 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

		令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査			
		令和3年度決算		令和4年度決算		令和5年度決算		令和6年度決算	
		千円/月		千円/月		千円/月		千円/月	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	6,406		5,573		6,344		6,560	
	(2)保険外の利用料による収入	448		551		375		345	
	(3)補助金収入 (物価高騰対策関連補助金収入を除く)	7		9		0		0	
	うち介護職員処遇改善支援補助金収入	-		-		-		-	
	(4)介護報酬査定減	△ 0		△ 0		-		△ 0	
	小計	6,861		6,133		6,719		6,905	
II 介護事業費用	(1)給与費	2,646	38.5%	2,163	35.3%	2,089	31.1%	2,180	31.5%
	(2)減価償却費	471	6.9%	232	3.8%	145	2.2%	142	2.1%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	0		△ 0		-		-	
	(4)その他	3,213	46.8%	3,092	50.4%	3,750	55.8%	3,848	55.7%
	うち委託費	81	1.2%	400	6.5%	598	8.9%	606	8.8%
	小計	6,329		5,487		5,984		6,170	
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	8		4		4		6	
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	8		7		23		21	
V 特別利益	(1)本部費繰入	-		0		-		-	
VI 特別損失	(1)本部費繰入	296		252		334		343	
17 収入 ①=I+III		6,868		6,137		6,723		6,910	
18 支出 ②=II+IV+VI		6,634		5,746		6,341		6,534	
19 差引 ③=①-②		235	3.4%	391	6.4%	382	5.7%	376	5.4%
20 イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		2		2		-		-	
	うち施設内療養に関する補助金収入	-		-		-		-	
22 ロ 物価高騰対策関連の補助金収入		-		3		2		2	
23 イ・ロの補助金収入計		2		4		2		2	
24 イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		236	3.4%	396	6.4%	385	5.7%	378	5.5%
25 法人税等		56	0.8%	100	1.6%	175	2.6%	199	2.9%
26 法人税等差引 ④=③'-法人税等		180	2.6%	296	4.8%	210	3.1%	179	2.6%
27 有効回答数		134		1,242		138		138	

注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

3) 「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。

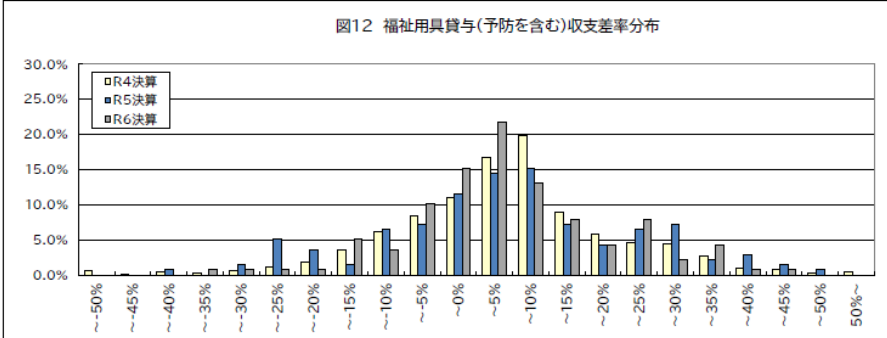
4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」、「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」+「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

28 実利用者数	463.8人/月	434.1人/月	526.8人/月
29 常勤換算職員数(常勤率)	6.3人/月 95.5%	5.9人/月 94.2%	5.1人/月 94.8%
30 福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	5.1人/月 97.8%	3.8人/月 96.1%	3.5人/月 96.2%
31 常勤換算1人当たり給与費			
32 常勤	381,873円/月	375,294円/月	406,735円/月
33 非常勤	279,517円/月	289,433円/月	324,810円/月

実利用者1人当たり収入	令和4年度	令和5年度	令和7年度
・イ・ロの補助金収入を除く	14,810円/月	14,137円/月	13,117円/月
・イ・ロの補助金収入を含む	14,813円/月	14,147円/月	13,121円/月
実利用者1人当たり支出	14,304円/月	13,236円/月	12,403円/月
常勤換算職員1人当たり給与費	376,280円/月	372,900円/月	408,465円/月
福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費	379,595円/月	371,904円/月	403,607円/月

39 常勤換算職員1人当たり実利用者数	73.2人/月	73.7人/月	103.2人/月
40 福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数	91.2人/月	113.8人/月	151.8人/月

図12 福祉用具貸与(予防を含む)収支差率分布



収支差率	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含まない）	3.4%	6.4%	5.7%	5.4%
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含む）	3.4%	6.4%	5.7%	5.5%
税引後収支差率（物価対策関連補助金を含む）	2.6%	4.8%	3.1%	2.6%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

# 介護保険における住宅改修の概要

## 1 住宅改修の概要

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、保険給付の対象としている。

住宅改修を行う際(※)は、必要な書類(住宅改修が必要な理由書等)を添えて、事前に市町村へ申請書を提出し、工事完成後、領収書等を提出することにより、保険給付される。

(※)やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請も可能。

## 2 住宅改修の種類

(1)手すりの取付け

(2)段差の解消

(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(4)引き戸等への扉の取替え

(5)洋式便器等への便器の取替え

(6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 3 支給限度基準額

生涯20万円(要支援、要介護区分にかかわらず定額)

- ・住宅改修が個人資産の形成につながる面があること、賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等を考慮。
- ・保険給付は原則9割(上限18万円)、所得に応じて8割(上限16万円)・7割(上限14万円)
- ・限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能。
- ・要介護状態区分が重くなったとき(三段階上昇時)、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2・要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

# 介護保険における住宅改修の範囲の考え方

## 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

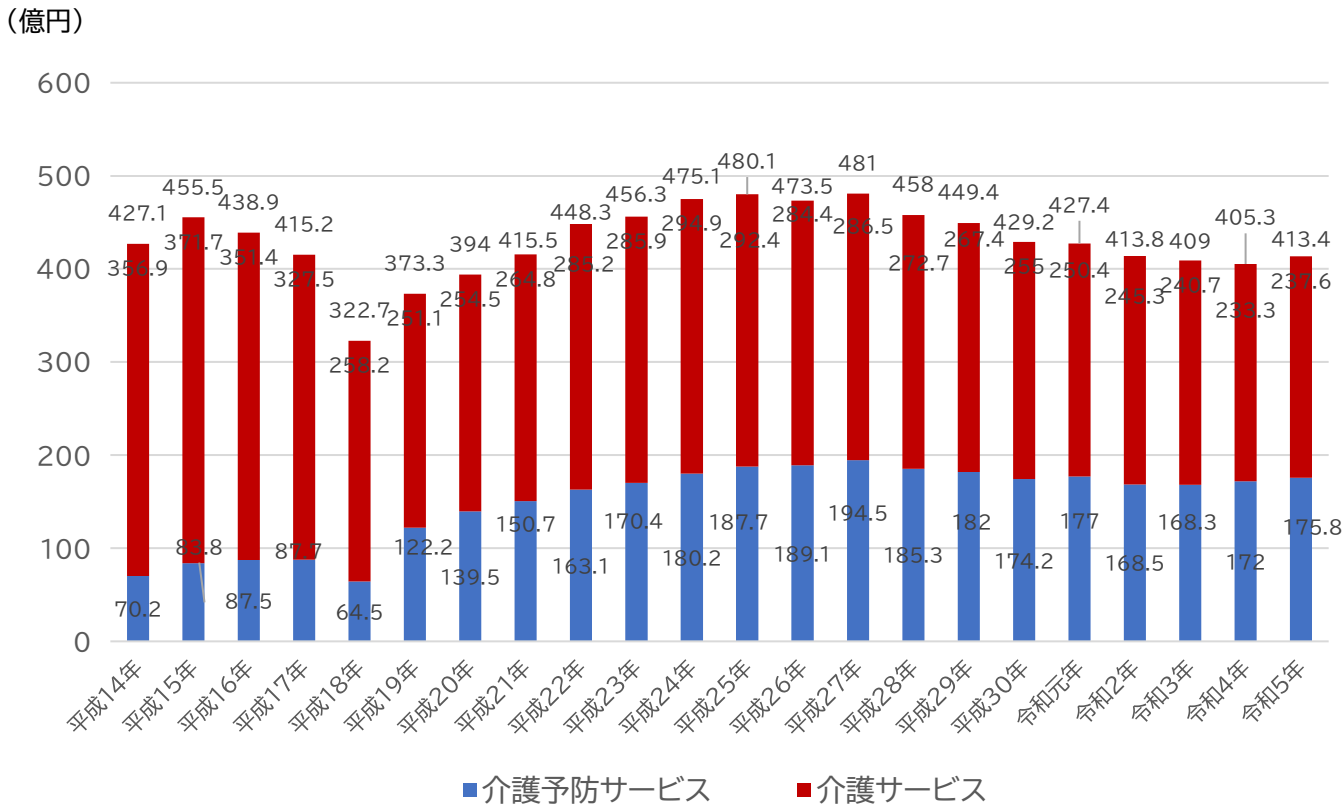
## 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとならざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせることができるよう工事種別を包括できる設定とする。

# 住宅改修の保険給付の状況

- 令和5年度の住宅改修費の費用額は約413億円であり、ここ数年横ばいとなっている。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約8割である。

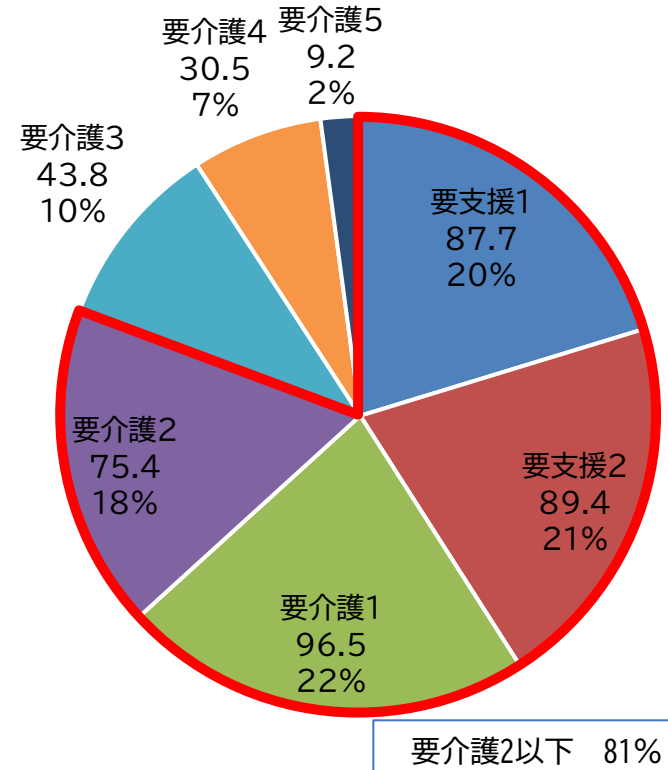
## 住宅改修費の費用額(介護予防を含む)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

## 住宅改修の給付件数

(千件) (総数:432千件)



出典:介護保険事業状況報告年報(令和5年度)

1. 福祉用具・住宅改修の概況



**2. 令和6年度介護報酬改定の内容**

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

時期	制度改正等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法の施行</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外 (※)一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し</li> <li>事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入</li> </ul>
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理(平成19年～平成23年にかけて開催) 論点1:いわゆる「外れ値」への対応について      論点2:比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3:専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充(40時間→50時間)、福祉用具専門相談員の要件の見直し(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外)</li> <li>福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化</li> <li>給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化</li> <li>利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定</li> <li>福祉用具の貸与価格の上限設定(月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)を上限)</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種との関与を明示</li> <li>福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮して、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入</li> <li>福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化</li> <li>福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務づけ</li> <li>「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を改訂</li> </ul>
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し及び講習時間の拡充(50時間を53時間に)。併せて指導要領を策定</li> </ul>

# 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

## 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

- 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

## 福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

### 【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

### 【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

### 【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

#### <貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

#### <販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

# 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

## 概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
  - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
    - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
  - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
  - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】

## 【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下を行う。
  - ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
  - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
  - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



## 【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

- <貸与後> ※ 福祉用具専門相談員が実施
  - ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討。
- <販売後>
  - ・ 福祉用具サービス計画の目標の達成状況を確認。
  - ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
  - ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供



# モニタリング～実施時期の明確化・結果の記録及び介護支援専門員への交付～

## 概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

## 基準

<改定前>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

## 概要

【福祉用具貸与】

- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

<改定前>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。  
福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり

# 『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂

○平成16年に第1版が出てから改訂されておらず、新たに給付対象として追加された用具への対応、軽度者の利用も踏まえた対応及び多職種連携の促進の観点等から令和6年8月に全面改訂  
 ○福祉用具専門相談員や介護支援専門員が手に取りやすいよう、福祉用具の種目毎に「解説」「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」及び「留意点」に分けて記載

出典：令和6年8月2日付「介護保険最新情報 Vol.1296」

## (1)車いす (1-2)普通型電動車いす

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。  
 ①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び助動用簡易形については、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は助動用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

- ①自操用標準形  
自操用電動車いすで、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、駆動方式は限定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート及びフット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方法はジョイスティック方式とする。  
なお、パワーステアリング機構を装備したのもを含む。
- ②自操用ハンドル形  
操だ（舵）を直接ハンドル操作によって使用する自操用電動車いす。3輪又は4輪で構成したもの。
- ③自操用座位変換形  
座位の位置又は姿勢変換を主目的としている自操用電動車いす。姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構及びチルト機構を装備している。ただし、単純な座の旋回だけのものは含まない。

(出所) JIS T9203:2010「附属書JA(規定) 電動車いす形式分類」[A.2 電動車いす形式分類の定義]より一部引用

## 使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないうる
- 短期記憶：できない

### 【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないうる歩行している場合の使用は想定しにくい。  
 普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

## 使用が想定しにくい要介護度

- 要支援1・2、要介護1(※)
- 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないうる歩行している場合が多い「要支援1・2」「要介護1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。  
 ※例外的な給付については、(参考)要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について(P6・7)を参照

## 留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

### 福祉用具の選定について

#### 利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

### 医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

### 自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、利用者の身体機能、認知機能、利用環境等の確認を踏まえ、利用者に対して操作指導を行い、操作指導の中でも安全に利用できることを確認する。利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないかを念頭に、使用状況について確認を行い、安全利用について変化を認識した場合は、貸与継続の必要性について検討するとともに、貸与を中止する場合は、必要な支援内容を再検討する。

### 事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

#### <参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 消費者安全調査委員会「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」  
([https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_009/pdf/report\\_009\\_180129\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/report_009_180129_0001.pdf))
- ・ 全国福祉用具専門相談員協会  
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」  
([https://www.zfssk.com/topics\\_detail.php#953](https://www.zfssk.com/topics_detail.php#953))
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き(事故事例)」  
([https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki\\_p14.pdf](https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_p14.pdf))
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全運転のすすめ」  
(<https://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html>)

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、住環境、他の福祉用具)から記載

他職種連携の視点：医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

重大事故情報や省庁等から発出されている注意喚起を記載

福祉用具の解説(目的、種類、給付対象となる範囲等)

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載

# 福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの見直し

- 指定講習カリキュラムは平成26年から見直しされておらず、累次の制度改正の反映や福祉用具の安全な利用の促進、福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、令和5年度調査研究事業にて新カリキュラムの構成について検討
- 令和7年4月1日より施行（経過措置期間は1年間とし、令和8年3月31日までとする）
- 令和6年度調査研究事業にて研修内容の質のばらつきの改善のため、新カリキュラムに対応した指導要領や動画を作成

## 【指定講習カリキュラムの見直しの主な変更点：R5老健事業】

- ①講習時間を**50時間**→**53時間**に増
- ②**安全利用・リスクマネジメント**の科目を追加
- ③講義に加え**演習を併せて行う**時間を増加 等

## 【指定講習新カリキュラムの指導要領等の作成：R6老健事業】

- 研修内容の質のばらつきの改善を図るため、
- ・演習の進め方、目的・到達目標、オンライン形式での進め方などに着目した**指導要領**
  - ・研修ツールとなる**動画コンテンツ**を作成

### 【旧カリキュラム】

科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間
からだところの理解	(6時間)
リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間
福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間
福祉用具の供給の仕組み	(2時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	(5時間)
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	(5時間)

50時間

### 【新カリキュラム】

科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	<b>16.5時間</b>
からだところの理解	<b>(6.5時間)</b>
リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	<b>17.5時間</b>
福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)
<b>福祉用具の安全利用とリスクマネジメント</b>	<b>(1.5時間)</b>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・ <b>総合演習</b>	<b>13時間</b>
福祉用具の供給とサービスの仕組み	<b>(3時間)</b>
福祉用具による <b>支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用</b>	<b>(10時間)</b>

53時間

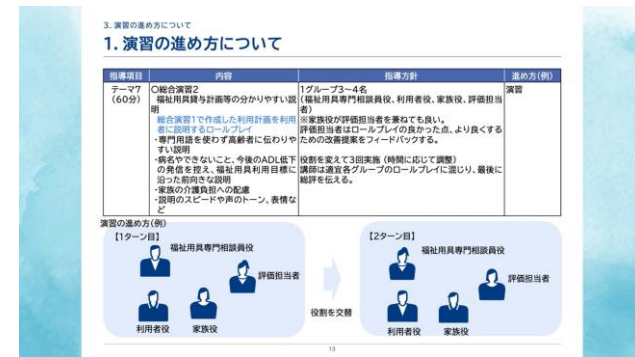
→「演習を含む講義」に

→「演習を含む講義」に

→科目を新設

→科目を統合し演習を含む講義として、内容を見直し

### カリキュラム改正に係る動画コンテンツ



福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム  
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用

1. 福祉用具・住宅改修の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 福祉用具・住宅改修に関連する各種意見

## 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

### 【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- 福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、貸与と販売の選択制の導入やその他の見直しに係る効果・課題等について引き続き調査・検証を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくべきである。
- 必要な福祉用具の安定的な供給の確保を図る観点から、福祉用具貸与に係る上限価格の改定方法について、物価上昇に対応した特例的な仕組みを設ける等の見直しの必要性を含め検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に1度程度把握するべきである。

## 「介護保険制度の見直しに関する意見書（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）」（抄）

### （福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

- 令和6年度介護報酬改定では、全サービスを対象に、BCP計画の未策定及び高齢者虐待防止措置の未実施の場合の減算が創設されたが、福祉用具の売り切り型のサービスである特定福祉用具販売は減算の対象とされていない。
- また、令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、利用者の身体状況や医師・専門職の所見等を踏まえ貸与か販売のいずれかを提案すること、また、選択制対象種目を販売した場合、販売後の目標達成状況の確認をすることとされた。これらを踏まえ、特定福祉用具販売の費用の額に関する所要の制度上の整備を行うことが適当である。

# 福祉用具・住宅改修に関連する各種意見

## 対応の方向性に関する取りまとめ

（令和5年11月8日介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目の在り方検討会）（抄）

### ○安全な利用の促進

- ・福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進
- ・福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等

### ○サービスの質の向上

- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- ・現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等

### ○給付の適正化

- ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し）
- ・自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

### ○一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選べる仕組みを導入する。

**1) 対象とする種目・種類：**固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

**2) 対象者の判断と判断体制・プロセス：**利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

**3) 福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方**

#### ●貸与後

利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

#### ●販売後

- ・福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- ・保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

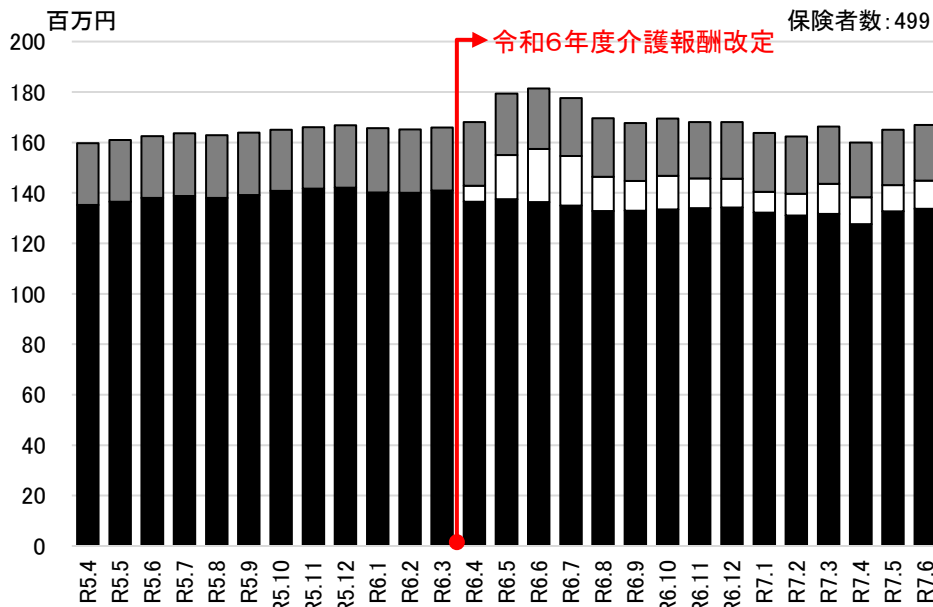
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【選択制対象種目のみの福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)の請求実績の変化】

○ 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※2)について、選択制対象種目の福祉用具貸与・販売の給付額及び選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者(※3)の居宅介護支援費(介護予防支援費を含む)の推移を見ると、選択制導入後に販売の給付が発生し令和6年6月の合計額(①+②+③)は増加しているが、貸与費と居宅介護支援費の合計は減少している(②+③)。合計額は令和6年6月をピークに減少し、選択制導入前と概ね横ばいであった。

図表11 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)



図表12 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)

(円)	令和5年6月	令和5年10月	令和6年6月	令和6年10月	令和7年6月
①選択制対象種目の特定福祉用具販売費総額	0	0	21,113,848	13,418,490	11,160,446
②選択制対象種目の福祉用具貸与費総額	137,996,950	140,789,500	136,319,950	133,382,330	133,730,940
③選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費総額	24,506,260	24,306,410	23,955,810	22,612,460	22,108,360
合計 (①+②+③)	162,503,210	165,095,910	181,389,608	169,413,280	166,999,746
小計 (②+③)	162,503,210	165,095,910	160,275,760	155,994,790	155,839,300

- 選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費総額
- 選択制対象種目の特定福祉用具販売費総額
- 選択制対象種目の福祉用具貸与費総額

※1 介護予防支援費を含む。居宅介護支援費は、選択制導入による直接的な影響を受けることが想定される、選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費を用いた。一方、選択制対象種目の福祉用具貸与費及び特定福祉用具販売費は、福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者ではなく、該当種目の全利用者の給付費総額を用いた。

※2 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。

※3 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者を分析対象とした。

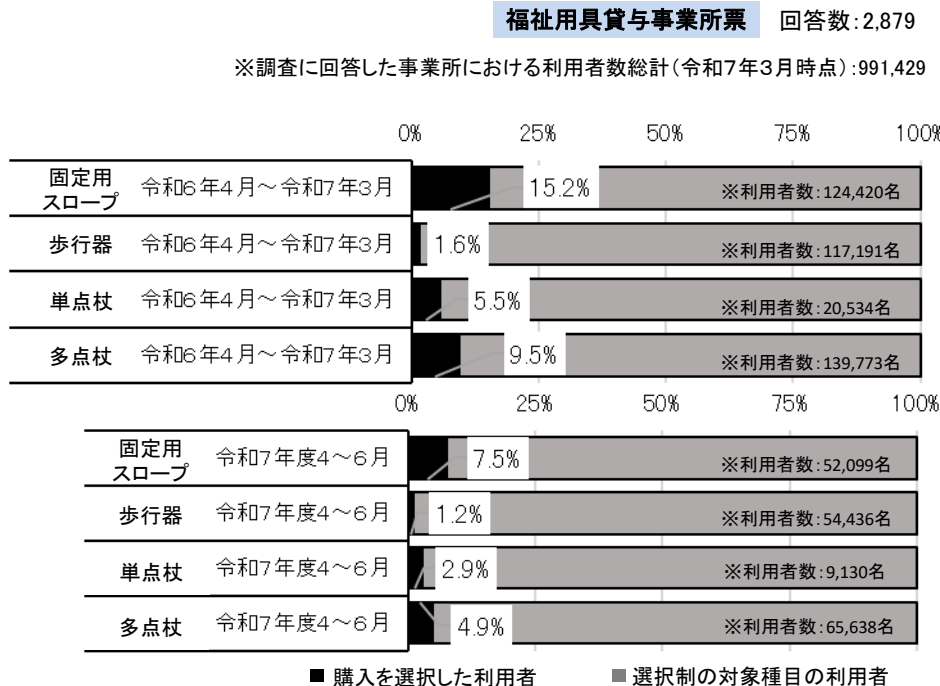
② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

【購入と貸与の選択の状況】

- 選択制の対象となった福祉用具について、購入を選択した利用者が最も多かった種目は「固定用スロープ」であり、令和6年度が15.2%、令和7年4～6月が7.5%だった。一方、購入を選択した利用者が最も少なかった種目は「歩行器」であり、令和6年度が1.6%、令和7年4～6月が1.2%だった。
- 購入を選択した主な理由は、いずれの種目も「長期利用が想定されるため」及び「貸与よりも購入のほうが経済的であるため」が多かった。

図表27 福祉用具貸与事業所全体における、選択制の対象種目の利用者数及び購入の選択の状況

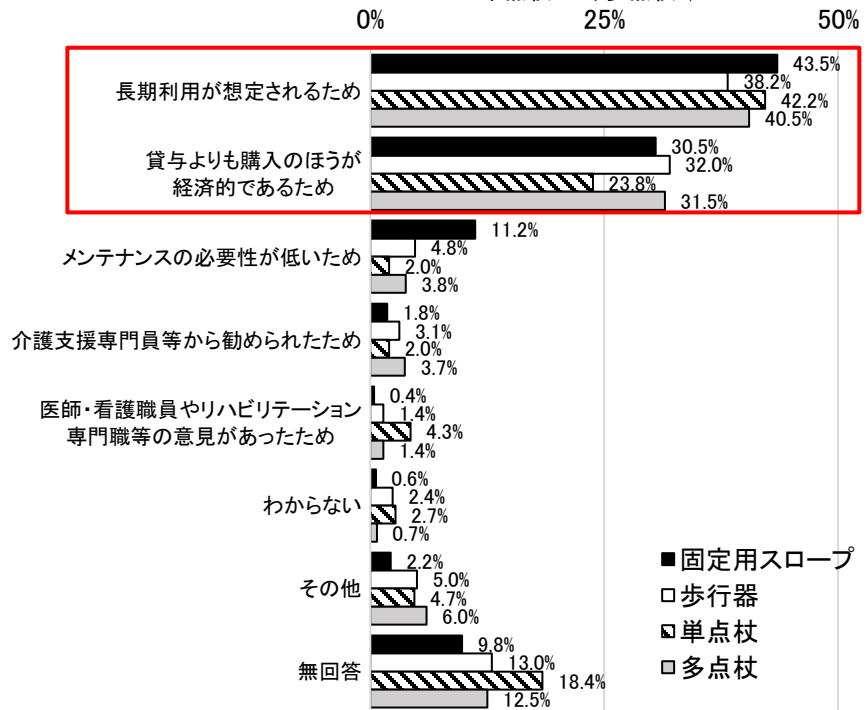


福祉用具貸与事業所票: 問2-1 選択制対象種目の利用者の実績

図表28 購入を選択した主な理由

利用者状況調査票

回答数: 固定用スロープ1,383、歩行器416、単点杖256、多点杖1,333



利用者状況調査票: 問3-1 利用者が購入した決め手

※図表21では、選択制の対象となった種目別に対象人数を分母としているため、前頁のグラフと割合に差があることに注意。

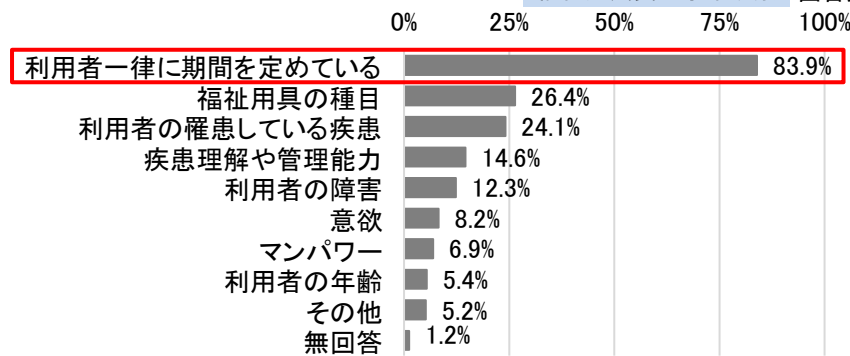
⑥ 福祉用具貸与事業所におけるモニタリングの実施状況

B. アンケート調査

【モニタリングの実施状況】

- 福祉用具貸与事業所が定めているモニタリングの実施時期を定めるための目安は、「利用者一律に期間を定めている」が最も多く83.9%であり、利用開始から6ヶ月以内に実施している事業所が92.1%であった。
- 対象となった利用者について、直近のモニタリングの実施方法は「利用者宅への訪問による確認」が最も多く77.7%、次いで「利用者・家族への電話による確認」が15.7%であった。
- モニタリング結果を踏まえて行った福祉用具貸与の見直し状況について、「見直しを行った」のは15.2%であった。そのうち「貸与を終了した」のは19.3%、「購入へ切り替えた」のは7.0%であった。

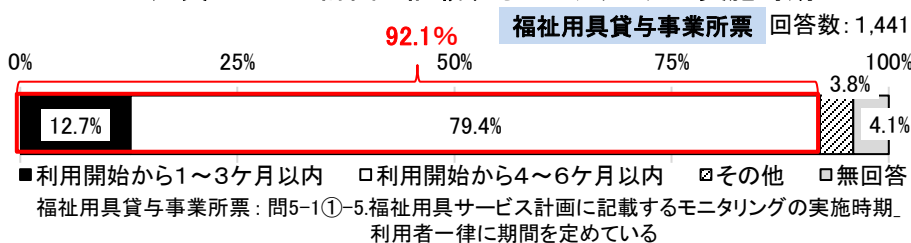
図表41 事業所として定めているモニタリングの実施時期を定めるための目安



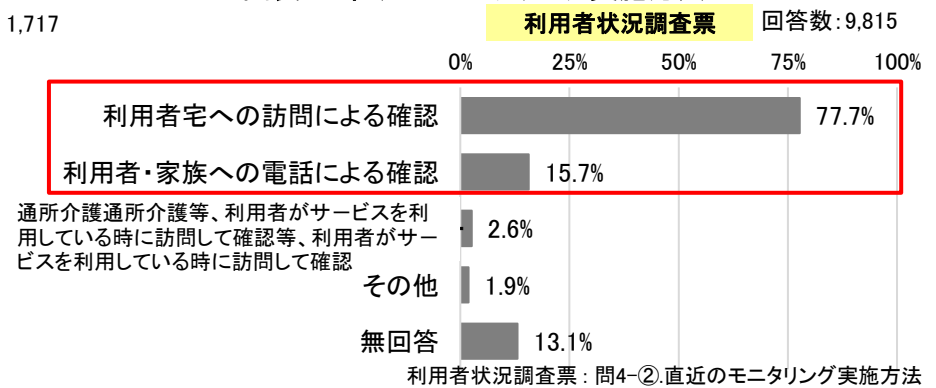
※「問5-1①福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期を「事業所として目安を定めている」と回答した57.9%の事業所の回答

福祉用具貸与事業所票：問5-1①-1.福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期を決める要素

図表42 「利用者一律に期間を定めている」と回答した事業所の福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期

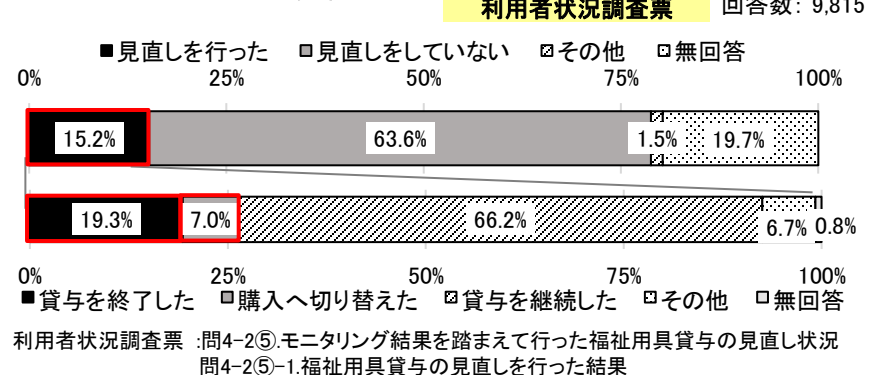


図表43 直近のモニタリング実施方法



利用者状況調査票：問4-②.直近のモニタリング実施方法

図表44 モニタリング結果を踏まえて行った福祉用具貸与の見直し状況



利用者状況調査票：問4-2⑤.モニタリング結果を踏まえて行った福祉用具貸与の見直し状況  
問4-2⑤-1.福祉用具貸与の見直しを行った結果

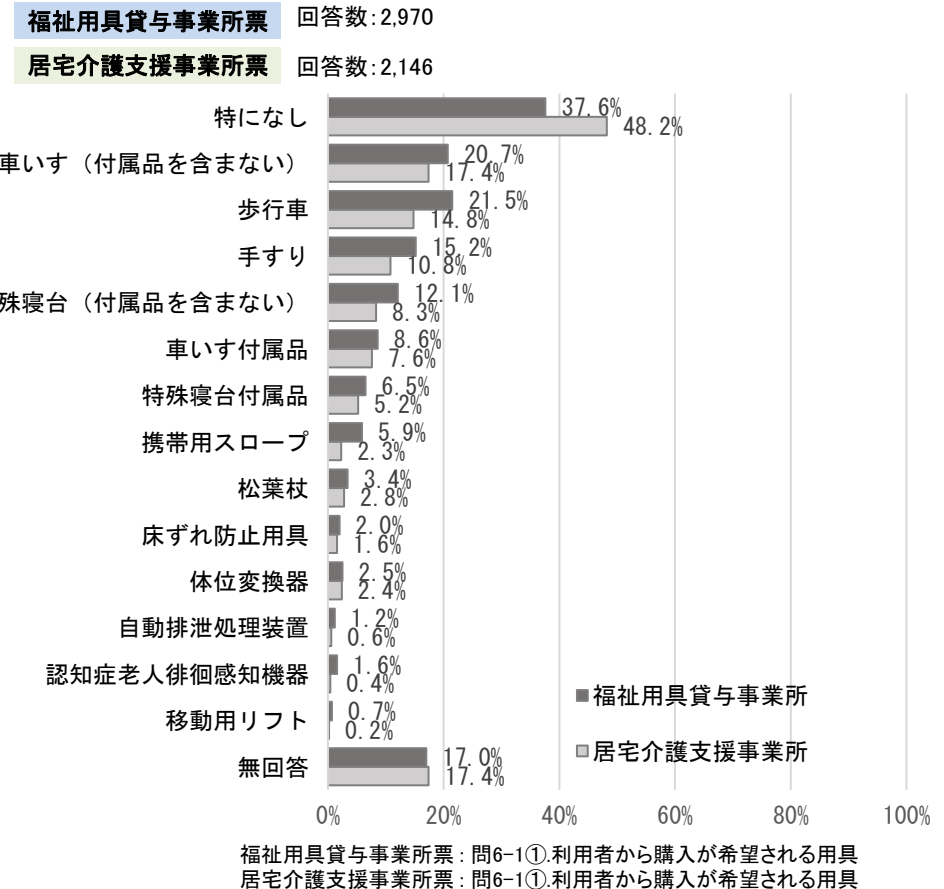
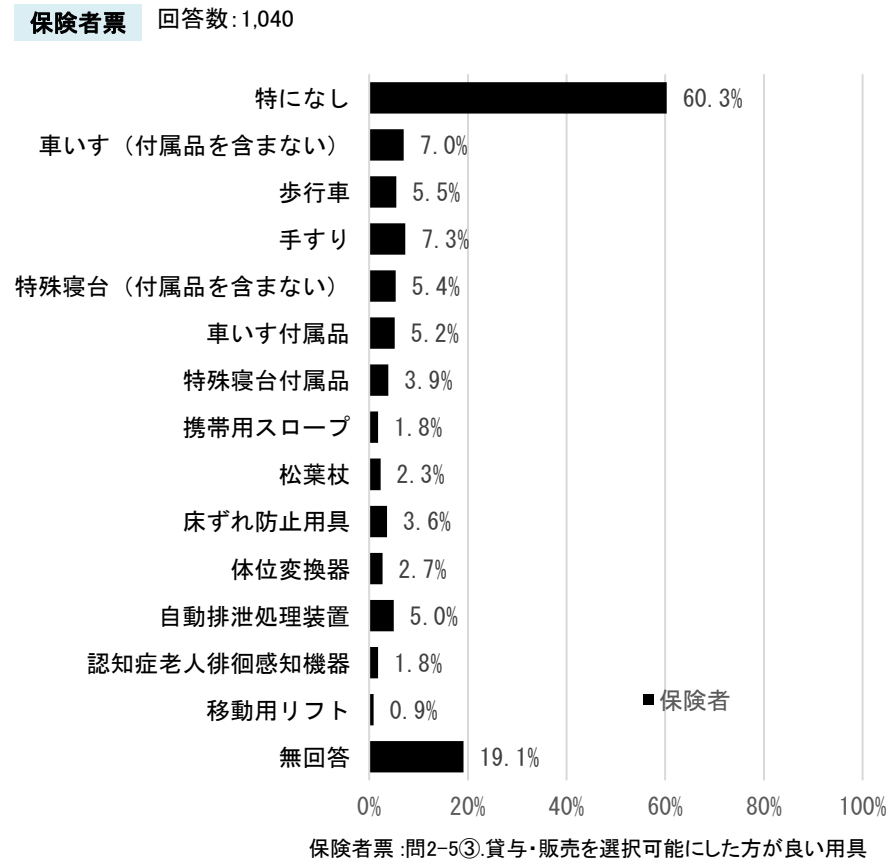
⑨ 選択制への声

B. アンケート調査

- 保険者において「貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具」は「特になし」が最も多く60.3%であった。続いて、手すり、車いす、歩行車の順で多かった。
- 「利用者から購入を希望する声があった用具」は、福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所ともに「特になし」が最も多く、それぞれ37.6%、48.2%であった。続いて、福祉用具貸与事業所では歩行車、車いす、手すりの順で多く、居宅介護支援事業所では車いす、歩行車、手すりの順で多かった。

図表50 貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具(保険者)

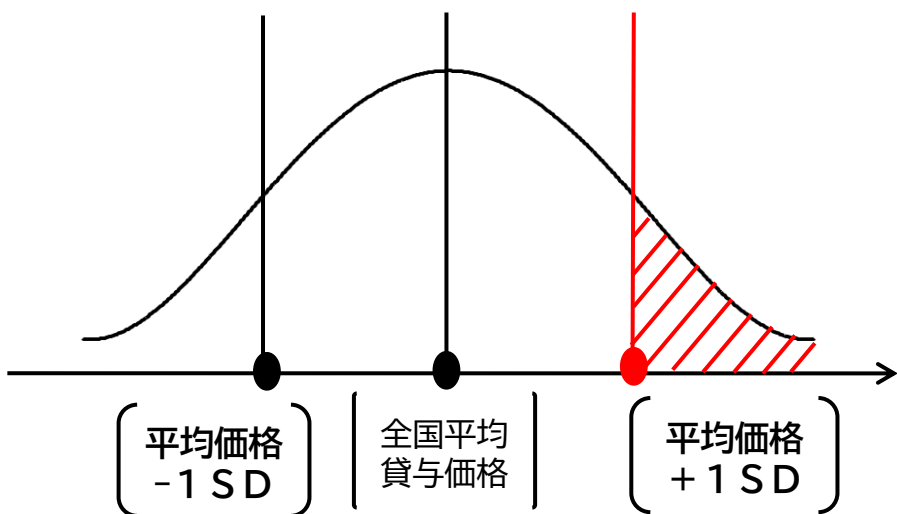
図表51 利用者から購入を希望する声があった用具(事業所)



# 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
  - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
  - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の実扱い
  - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
  - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

## 貸与価格の上限設定のイメージ (正規分布)



## 上限価格が設定されている商品数

○ 4,971商品 (令和8年4月1日現在)

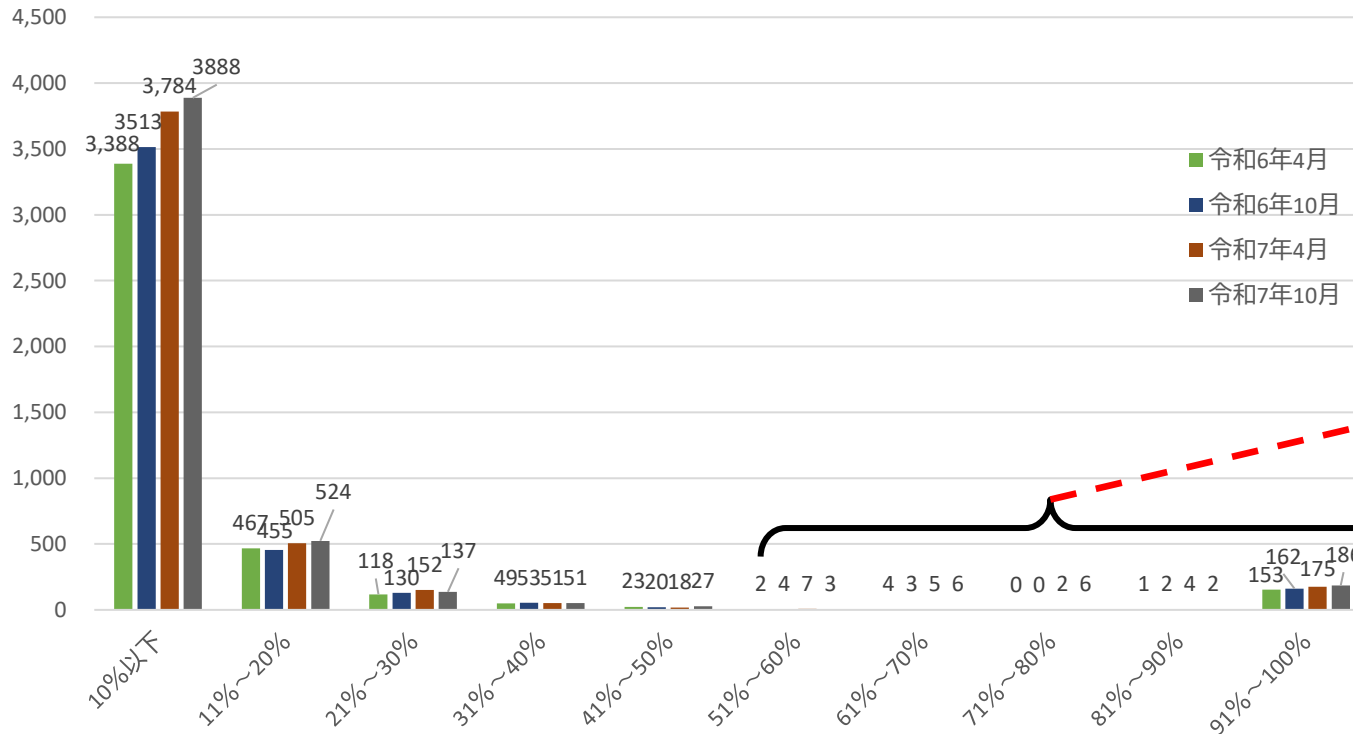
## 直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和7年7月	59(新商品)	令和8年1月
令和7年10月	79(新商品)	令和8年4月
令和8年1月	84(新商品)	令和8年7月
令和8年4月	65(新商品)	令和8年10月

# 福祉用具貸与価格の上限設定の状況

○令和7年10月における貸与価格が令和6年4月改定後の上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合をみると、商品のほとんど(4,627件/4,830件 95.8%)が50%以下に分布しているが、10%以下の割合が高い状態。  
 ○貸与価格が概ね均一で上限価格とほぼ等しくなっていた商品の傾向(3.8%→3.9%→4.1%→4.2%)は、令和6年4月～令和7年4月と大きく変わっていない。

## 貸与価格が上限価格と同額となっている請求件数及び全請求件数に占める割合



貸与価格が上限価格とほぼ等しくなっている商品の件数、割合

	件数	割合
令和6年4月	160	3.8%
令和6年10月	171	3.9%
令和7年4月	193	4.1%
令和7年10月	203	4.2%

令和6年4月:N=4,206 令和6年10月:N=4,342 令和7年4月:N=4,703 令和7年10月:N=4,830

※ 出典:介護保険総合データベースにおける請求データを基に算出  
 ※ 改定後の上限価格を用いて算出

- 令和6年度調査事業において、令和6年4月における貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 令和6年4月貸与分のデータについて、令和5年10月の貸与分のデータと比較を行ったところ、約1億5千万円(0.4%)の減少と計算され、平成30年度調査結果の2.0%減少、令和3年度調査の0.9%減少と比べて、少なかった。

## 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の経年変化

	分析対象 総貸与額 (円)	変化分 総額 (円)	貸与額の 変化割合
H30/10 (初回)	22,162,947,830	-452,962,620	-2.0%
R3/4 (2回目)	27,636,055,790	-260,883,940	-0.9%
R6/4 (3回目)	32,643,441,900	-145,687,990	-0.4%

### 【分析方法】

- 令和6年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について半年前(令和5年10月)の貸与額のデータと比較して、貸与額の変化分総額、変化割合を算定した(分析対象レコード数:9,567,114件)。
- その上で、平成30年調査結果、令和3年調査結果の変化分総額、変化割合と比較を行っている。

# 上限価格改定の影響（商品数ベース）

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第231回）

資料  
6

令和5年11月16日

- 上限価格が引き上げられる商品数と引き下げられる商品数をみたもの。
- 今回の令和6年度改定においては、上限価格が引き下げられる商品（減額）が全体の88.7%、上限価格が引き上げられる商品数（増額）が全体の11.3%となった。
- 令和3年4月改定（減額98.0%、増額2.0%）と比べて、上限価格が引き上げとなる商品が多い結果となった。

## 【今回改定前後における上限価格の増減】

## 【令和3年4月改定前後における上限価格の増減】

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	633	100	15.8%	533	84.2%
車いす付属品	259	24	9.3%	235	90.7%
特殊寝台	515	81	15.7%	434	84.3%
特殊寝台付属品	766	105	13.7%	661	86.3%
床ずれ防止用具	183	19	10.4%	164	89.6%
体位変換器	78	5	6.4%	73	93.6%
手すり	616	48	7.8%	568	92.2%
スロープ	225	10	4.4%	215	95.6%
歩行器	360	29	8.1%	331	91.9%
歩行補助つえ	147	11	7.5%	136	92.5%
認知症老人徘徊感知機器	63	7	11.1%	56	88.9%
移動用リフト	73	4	5.5%	69	94.5%
自動排泄処理装置	1	0	0.0%	1	100.0%
合計	3,919	443	11.3%	3,476	88.7%

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	554	19	3.4%	535	96.6%
車いす付属品	215	1	0.5%	214	99.5%
特殊寝台	406	17	4.2%	389	95.8%
特殊寝台付属品	745	9	1.2%	736	98.8%
床ずれ防止用具	156	6	3.8%	150	96.2%
体位変換器	61	0	0.0%	61	100.0%
手すり	471	6	1.3%	465	98.7%
スロープ	162	0	0.0%	162	100.0%
歩行器	329	5	1.5%	324	98.5%
歩行補助つえ	134	0	0.0%	134	100.0%
認知症老人徘徊感知機器	44	2	4.5%	42	95.5%
移動用リフト	65	2	3.1%	63	96.9%
自動排泄処理装置	2	0	0.0%	2	100.0%
合計	3,344	67	2.0%	3,277	98.0%

※ 厚生労働省HPで公表している「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧」を基に算出。

### ③ 経営への影響

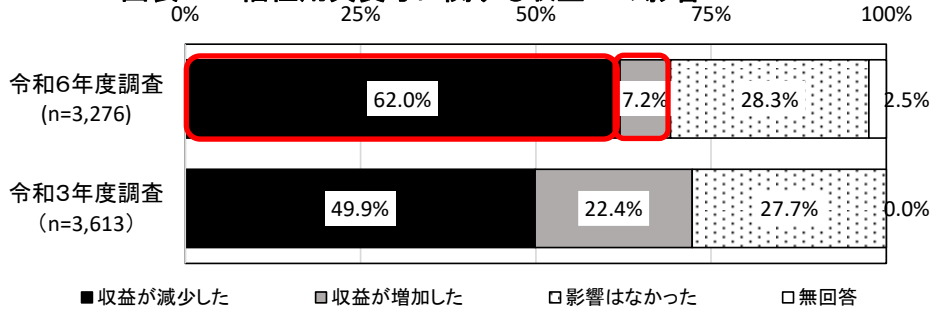
### B:事業所調査:事業所票

#### 【収益への影響とその理由】

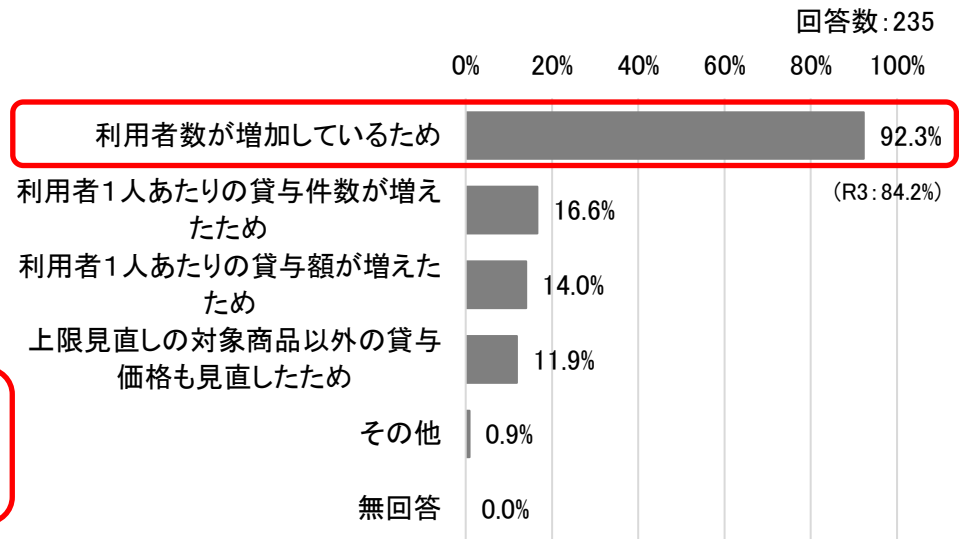
- 令和6年4月からの貸与価格の上限見直しによる経営への影響について、福祉用具貸与に関する収益は「減少した」と回答した事業所が最も多く62.0%だった。その理由としては「上限見直しにより貸与価格を下げた商品が多いため」が82.8%と最も多く、次いで「利用者数が減少しているため」が31.3%だった。
- 「収益が増加した」と回答した事業所は7.2%であり、その理由は「利用者数が増加しているため」が92.3%と最も多かった。これは、貸与価格を下げたことで収益は減少するものの、福祉用具貸与全体の受給者数が増加しているため(※)、事業所によっては新規利用者へのサービス提供により売上を確保できたためと考えられる。

事業所票 問4-1.令和6年4月からの貸与価格の上限見直しによる経営への影響(1)

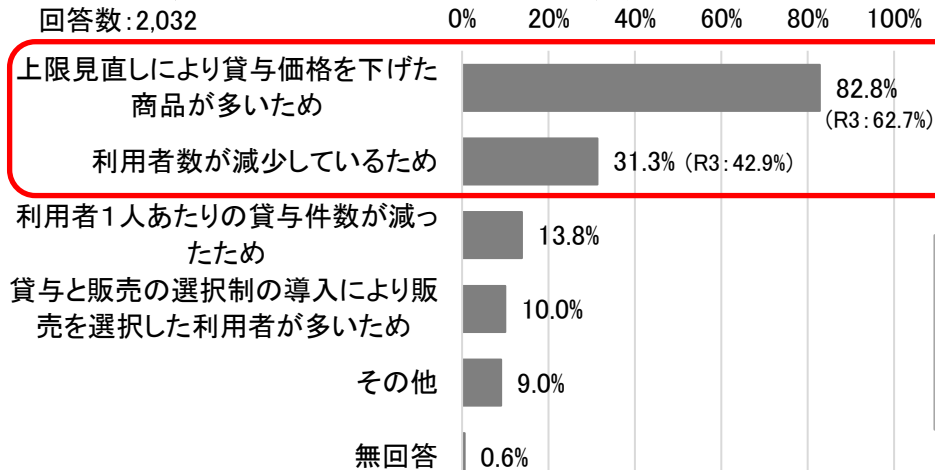
図表12 福祉用具貸与に関する収益への影響



図表14 収益が増加した主な理由【複数回答】



図表13 収益が減少した主な理由【複数回答】



※ 令和5年度介護給付費等実態統計(令和5年5月審査分～令和6年4月審査分)によると、年間累計受給者数が介護予防福祉用具貸与で5.3%増、福祉用具貸与で2.5%増となっている。

※ 利用者数の増加(または減少)については、事業所の所在する地域における要介護認定者数の違いによる要因も想定されるが、背景の分析は引き続き行う。

## (2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### ④ 事務作業の実施・工夫

### B:事業所調査:事業所票

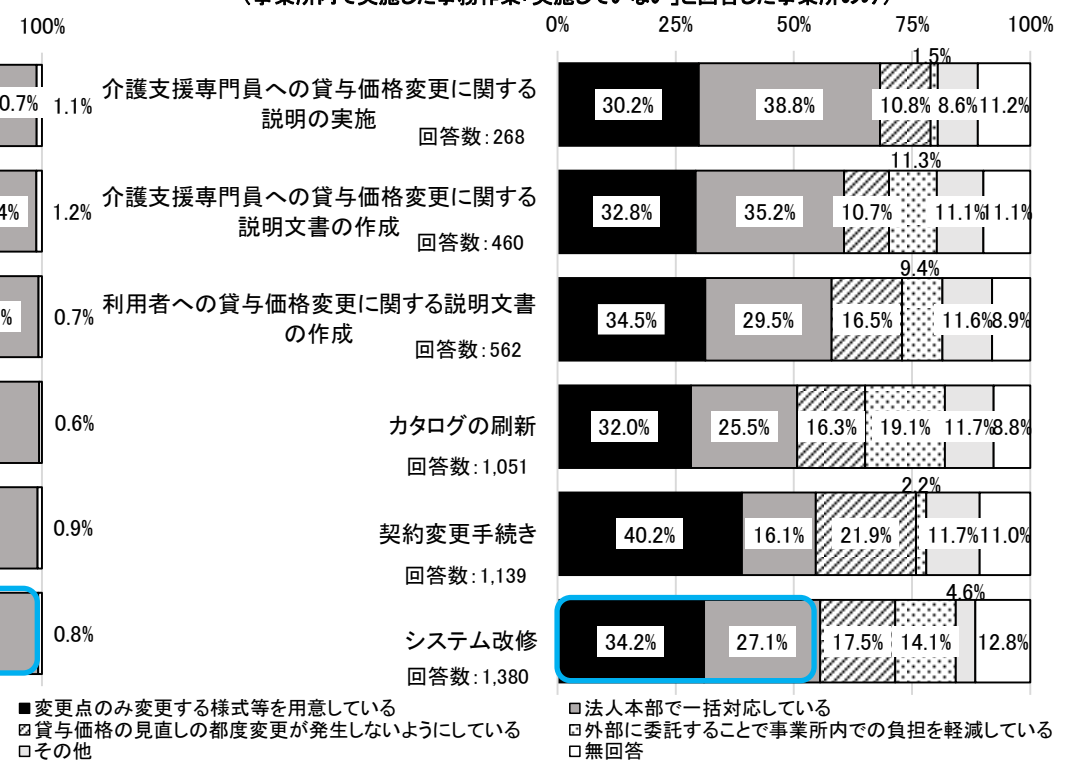
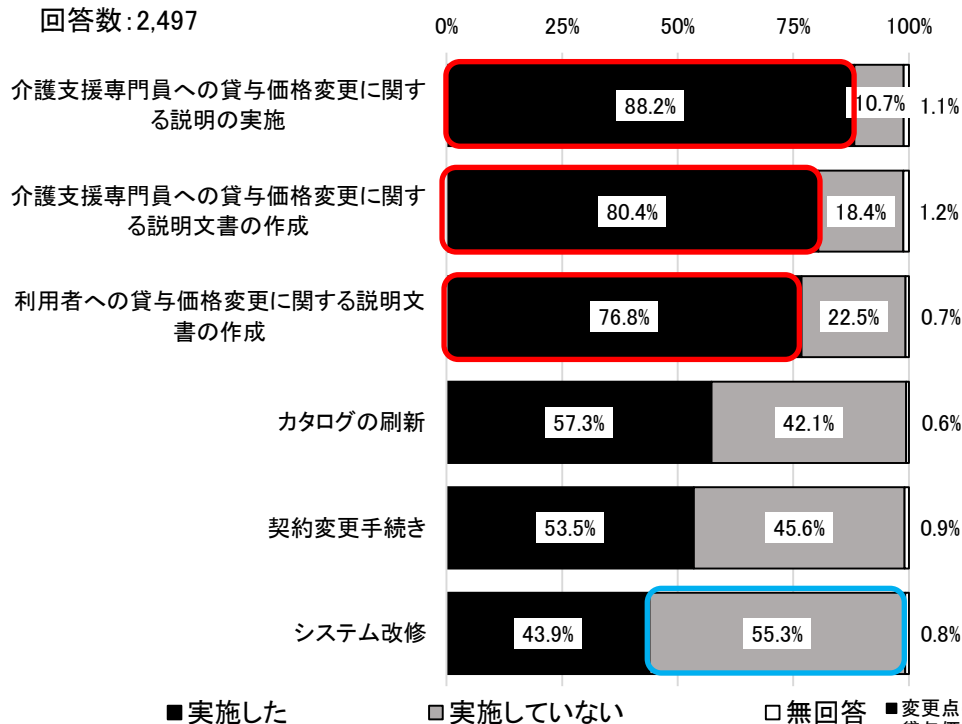
#### 【貸与価格の上限見直しを理由に発生した事務作業】

- 貸与価格の見直しを理由に事業所内で実施した事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明の実施」(88.2%)、「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(80.4%)、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(76.8%)だった。
- 一方、「システム改修」については「実施していない」が55.3%と多く、貸与価格の見直しを理由とした事務作業に対応するための工夫として、「変更点のみ変更する様式等を用意している」が34.2%、「法人本部で一括対応している」が27.1%だった。

※事業所票 問3-2.令和6年4月からの貸与価格の見直しを理由に実施した事務作業(1)(2)

図表20 事業所内で実施した事務作業【複数回答】

図表21 貸与価格の見直しを理由とした事務作業に対応するための工夫  
(事業所内で実施した事務作業「実施していない」と回答した事業所のみ)



# 福祉用具の「事故・ヒヤリハット」情報

○「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめにおいて、「福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する」とされたことを踏まえ、令和6年度から最新事故情報を集約・一元化し「事故・ヒヤリハット情報」を発信

○消費者庁、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)、都道府県・事業所等から任意で提供された情報の件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に公表している他、ヒヤリハット情報として周知

厚生労働省：「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

出典：公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html>

福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報

Information on accidents and near-misses of welfare equipment

ホーム > 最新事故情報

最新事故情報

事例検索 事例集 情報提供のお願い 情報の取り扱い リンク集 研修教材 お知らせ

**最新事故情報**

厚生労働省老健局 委託事業 厚生労働省

この「最新事故情報」は、消費者庁やNITEが公表する最新の事故情報と都道府県等から情報提供された件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に情報提供し、注意喚起するものです。

厚生労働省、消費者庁、NITEが公開している介護機器に係る事故及びヒヤリハット情報

都道府県等を通じて、情報収集した事故及びヒヤリハット情報

1. 最新事故情報の検索

福祉用具の事故情報を集約・一元化



事故・ヒヤリハット情報

事故情報データベースシステム

消費者庁

→消費生活用品安全法に基づく重大製品事故

SAFE-Lite (セーフ・ライト)

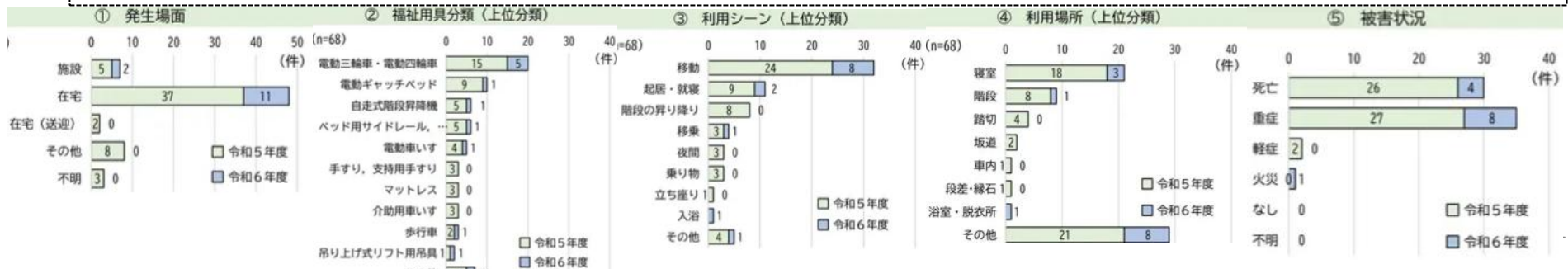
独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)

→消費生活用品安全法に基づく非重大製品事故

都道府県等から提供された事故情報

→保険者(都道府県・市区町村)から提供される製品に起因しない事故

事故情報を「発生場面」「用具分類」「利用シーン」「利用場所」「被害状況」に分け「最近の傾向」として定期的に公表



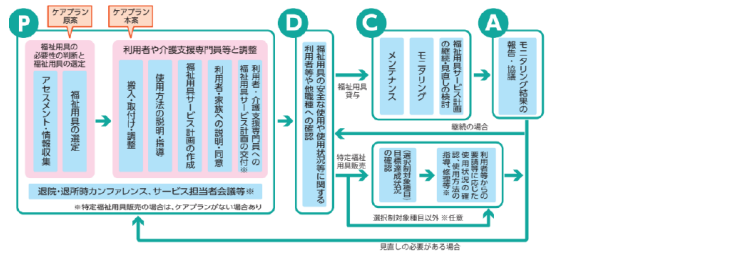
# 福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

○令和6年度老人保険健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

○サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上(PDCA)を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る。

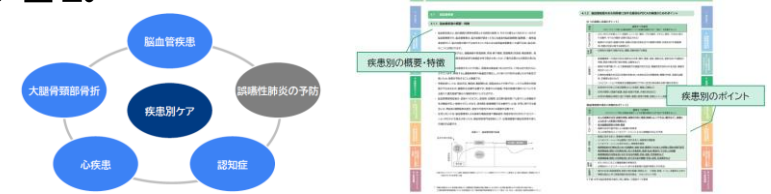
## 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)プロセス別に整理。ヒアリング調査で収集した現場の声などをもとに、現場で実際に行われている工夫等をコラムとして掲載。



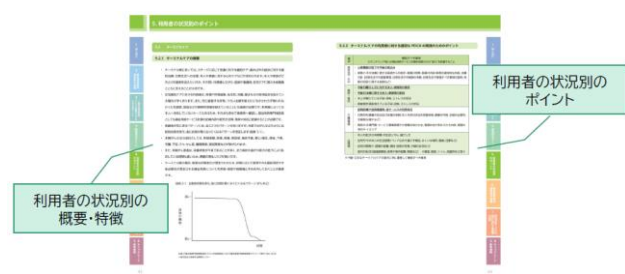
## 疾患別のポイント

「適切なケアマネジメント手法」の疾患別ケアにおいて取り上げられている疾患のうち、福祉用具サービスの提供においても特に配慮が必要と考えられる4つの疾患について、適時適切なタイミングでモニタリングを実施するために、アセスメント・情報収集時及びモニタリング時に特に確認すべき事項を視点別に整理。



## 利用者の状況別のポイント

福祉用具サービスの利用が想定される利用者の状況のうち、「退院・退所前後」及び「ターミナルケア」について、適時適切なタイミングでモニタリングを実施するために、アセスメント・情報収集時及びモニタリング時に特に確認すべき事項を視点別に整理。



## チェックシート

「①Plan(サービス計画作成時)」における今後の見通しの予測の検討・協議、「②Check(モニタリング実施時)」における予測の振り返りに活用できるチェックシートを作成。5つの「視点」別に「予測される変化の可能性」及び「想定される時期」を検討し、それらのうち最も早い時期もしくはそれ以前の時期をモニタリング予定時期として設定し、モニタリング実施時に振り返りを行うことで、適時適切なタイミングでのモニタリング実施が可能となる。

【表1】 予測される変化の可能性とモニタリング実施時期の検討

項目	①Plan(サービス計画作成時)	②Check(モニタリング実施時)
視覚	視覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具（拡大鏡、点字機）の貸与を検討する。	視覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
聴覚	聴覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具（字幕機、字幕機）の貸与を検討する。	聴覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
歩行	歩行能力の変化を確認し、必要に応じて福祉用具（歩行器、杖）の貸与を検討する。	歩行能力の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
認知	認知機能の変化を確認し、必要に応じて福祉用具（見守りカメラ、見守りカメラ）の貸与を検討する。	認知機能の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
その他	その他（身体機能、生活環境）の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与を検討する。	その他（身体機能、生活環境）の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。

【表2】 予測される変化の可能性とモニタリング実施時期の検討

項目	①Plan(サービス計画作成時)	②Check(モニタリング実施時)
視覚	視覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具（拡大鏡、点字機）の貸与を検討する。	視覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
聴覚	聴覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具（字幕機、字幕機）の貸与を検討する。	聴覚障害の有無を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
歩行	歩行能力の変化を確認し、必要に応じて福祉用具（歩行器、杖）の貸与を検討する。	歩行能力の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
認知	認知機能の変化を確認し、必要に応じて福祉用具（見守りカメラ、見守りカメラ）の貸与を検討する。	認知機能の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。
その他	その他（身体機能、生活環境）の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与を検討する。	その他（身体機能、生活環境）の変化を確認し、必要に応じて福祉用具の貸与状況を確認する。

# 福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する

## 調査研究事業

○令和7年度老人保険健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

○福祉用具専門相談員の指定講習修了後の教育・指導体制の構築が必要

○福祉用具貸与事業所として取り組むべき教育・指導体制の基本的な考え方（指導ガイドライン）と、現場での具体的な指導方法（OJTマニュアル）を作成

概ね1年程度を想定

新人（1年目～）

2年目以降

本事業で作成したガイドライン・マニュアルにおける教育期間・対象範囲（イメージ）

指導ガイドライン・OJTマニュアル

【マニュアル イメージ】



新卒採用



中途採用

福祉用具専門相談員  
指定講習受講（修了）



事業所内での教育・指導

- ▶ 福祉用具専門相談員指定講習で学んだ知識の復習
- ▶ 商品知識の拡充
- ▶ 利用者へのサービス提供（実際の介護現場でのOJT）



ガイドライン・マニュアル

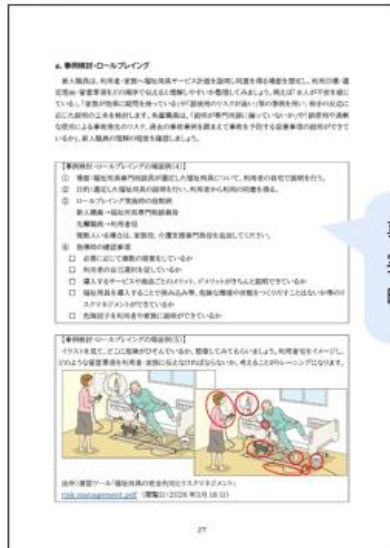


チェックリスト

福祉用具専門相談員指定講習の次のステップの研修受講、等



指導場面をイメージできるようにイラストを用いてOJT実践例を掲載



事例検討・ロールプレイを実施する場合の場面や目的、確認事項などを掲載

チェックリストのイメージ（例）

- 大項目例
- ・ビジネスマナー
  - ・自己管理
  - ・個人情報管理
  - ・車両運転・点検
  - ・営業所規則
  - ・製品知識
  - ・利用者知識
  - ・介護保険
  - ・営業
  - ・伝票等書類の作成/管理
  - ・納品
  - ・選定
  - ・提案
  - ・モニタリング
  - ・住宅改修 など

大項目	小項目	評価
2	挨拶ができています	
	TPOに合った身だしなみができています	
	...	
3	...	
4	手すりの特徴、利用者像が理解できています	
5	車いすの特徴、利用者像が理解できています	
6	...	
7	特定疾病の知識がある	
8	介護保険制度の知識がある	
9	...	

評価方法例

- ・達成/未達成
- ・3または5段階評価
- ・理解している等/実行している等、習熟度評価
- ・一人でできる/フォローがあればできる等サポートの要否など

# 住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業

○令和7年度老人保険健康増進等事業（エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）

○令和5年度に作成した「介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」を改訂

○手引きの利活用を図るために、地域ごとの実情を把握する都道府県のリーダーシップのもとで、より一歩踏み込んだ市町村間の連携を図る仕組み作りとして、研修会をモデル的に実施

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

検索  
No.70

本章では、住宅改修の申請書を確認する際、給付判断に迷う事例と判断を行うために確認することが望まれるポイントや判断例をご紹介します。住宅改修の申請は、対象者の身体状況や家庭環境、介護環境など個別の要因により様々なケースが想定されます。各保険者で管理している過去の判断例や近隣市町等の判断例などと合わせ、給付判断の参考として活用ください。

※最終的な判断は自治体が行うものです。以下、「判断・対応（例）」は令和7年度調査研究事業の保険者調査において実事例としてご回答いただいたものです。他保険者の判断例を参考として掲載しています。

### 1. 手すりの取り付け

給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等）、手すりを把握するための機能（握力・支助力・把握力等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（立位保持、立ち座り、歩行等）、ADL・IADL能力等を把握する</li> <li>理由書に記載された状態と改修内容の妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境に適した日常生活動作、移動手段を専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際に手すりを使用する場面を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書に記載された改修目的と工事内容との妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境と改修目的に適した工事内容が、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>
福祉用具貸与の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取り付けは、福祉用具貸与の活用も検討できるが、安全性、安定性の観点においては住宅改修を優先することが望ましい</li> <li>住宅の構造上、住宅改修を行うことが難しい場合、福祉用具貸与も選択肢となるが、設置によるリスクを考慮する（例：貸与の手すりの土台部に生じる段差、貸与の手すりの設置に伴う廊下幅の減少等による利用者の動線の阻害等）</li> <li>手すり等を継続して長期使用することが見込まれる場合は、費用面でも住宅改修の方が利用者負担が少ないが、短期間の使用が想定される場合は貸与の方が利用者負担が少なくなることもあるため、総合的に検討する</li> </ul>

### ア. 同一箇所に、複数の手すりを設置するケース

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
階段・廊下への設置	<p>両側への手すりの設置</p> <p>階段、廊下、玄関などに既存手すりが付いているが、両側へ手すりを設置したいとの申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の手すりのみでは不都合が生じる理由が不明確である。</li> <li>両側に設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、両側への手すりの設置が妥当なのか、判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>片麻痺等の身体的な理由等により、一方向きしか使用できない場合、両側への手すりの設置が必要な場合も少なくありません。</li> <li>それぞれの手すりの使用目的（昇り降り、方向転換など）を確認し、既存の手すりや片側への手すり設置のみでは難しい理由を確認しましょう。主治医、意見書やケアプラン等から、身体状況や疾患の内容を確認することも有効です。</li> </ul>

## 手引書に判断事例集を追加



都道府県主催の市町村担当者が“判断に迷ったときに相談できる関係づくりを目的”とした研修会を実施

## VIII. 都道府県の取組

### 【演習の実施方法・内容等】

● **公表されている事例を活用して作成した住宅改修が必要な理由書および簡易図面**をもとに、給付判断の可否ではなく、住宅改修に関する書類を受領した際の確認点、近隣市町村の業務フローや判断事例等、グループ内で共有し、新たな気づきを得ることを目的としたグループワークを実施。

● 時間配分は、以下の通り。全8グループであったため、**1回につき4グループが発表**。

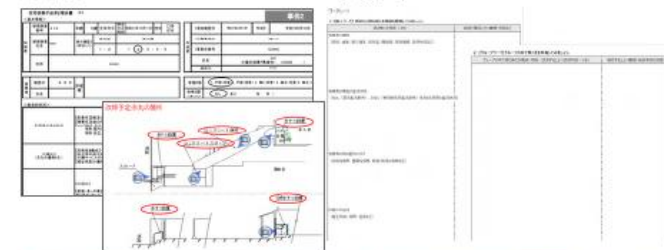
- ①個人ワーク：5分  
配布事例（理由書、図面）の読み込み
- ②グループワーク：20分  
司会役を中心に、利用者や家族、改修内容に関する、確認ポイント、各市町村での判断例などを共有
- ③全体への共有（発表）：10分  
グループ内で話し合った、確認のポイントや新たな気づきについて、全体に向けて発表

### ポイント

- ✓ グループの人数は5人程度とし、発言しやすい環境となるよう配慮した。
- ✓ 議論を行いやすいよう、グループ分けの際、**担当当事者司会役と発表者を事前に指定した**。
- ✓ **研修会以降の保険者間連携を念頭に、近隣市町村の担当者を含めてグループを構成**。事例検討会終了後すぐに散会せず、地域の実態等を含め、意見交換が活発であり、今後の関係構築のきっかけとなったと懸料する。

### 【当日の配布資料】

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・簡易図面




## 論点⑤ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

### 現状・課題

- 特定福祉用具販売は福祉用具の売り切り型のサービスで、福祉用具専門相談員による用具のメンテナンスや使用状況の確認等の継続的な関与は要件とされておらず、基準告示においてもその費用の額は規定されていない。
- 令和6年度介護報酬改定において一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、利用者の身体状況や医師・専門職の所見等を踏まえ貸与か販売のいずれかを提案すること、また、選択制対象種目を販売した場合、販売後の目標達成状況の確認をすることとされた。
- また、令和6年度介護報酬改定では、全サービスを対象に、BCP計画の未策定及び高齢者虐待防止措置の未実施の場合の減算が創設されたが、特定福祉用具販売は減算の対象とされていない。

### 論点に対する考え方（検討の方向性）

- 令和6年度介護報酬改定において一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入により、福祉用具を販売した場合も利用者への継続的な関与が求められるようになったことを踏まえ、特定福祉用具販売事業者に対してもBCP計画の策定及び高齢者虐待防止措置のあり方も今後検討しうる<sup>(※)</sup>ことから、所要の制度上の整備を行う必要があるのではないか。（※介護給付費分科会で議論）

1. 福祉用具・住宅改修の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点

# 福祉用具・住宅改修の現状と課題

## 現状と課題

- 福祉用具貸与、販売の給付件数・給付費は年々増加、住宅改修については近年横ばいである。
- 令和6年度の選択制の導入により、選択制種目の貸与・販売・居宅介護支援費の給付費は令和6年6月をピークに減少し、貸与と居宅介護支援費の合計は微減、販売を含めた総計は概ね横ばいとなっている。
- 選択制対象種目では、「固定用スロープ」の購入割合が最も高く（令和6年度15.2%→令和7年4～6月7.5%）、最も少ないのは「歩行器」（令和6年度1.6%→令和7年4～6月1.2%）であった。
- モニタリングは概ね4～6ヶ月以内に利用者一律に期間を定めて実施している事業所が多かった。
- 保険者の「貸与・販売を選択可能にした方が良く考えられる用具」、福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所の「利用者から購入を希望する声があった用具」は、ともに「特になし」が多かった。
- 上限価格について、令和6年4月改定後以降、半年ごとの追跡調査では、上限価格と同額で請求される件数が全請求件数に占める割合は、全体として50%以下に分布しており、特に10%以下に集中している。上限価格とほぼ同額で請求される件数が多い製品の傾向は、5%以下（3.8%→3.9%→4.1%→4.2%）で、大きな変化はない。
- 令和6年度改定においては、上限価格が引き下げられる商品（減額）が全体の88.7%、上限価格が引き上げられる商品数（増額）が全体の11.3%となった。上限価格の見直しにより、介護支援員専門員及び利用者への説明、説明に伴う文書作成、カタログの刷新、契約変更手続き、システム改修などの事務作業が発生している。

## 論点

- 福祉用具・住宅改修を取り巻く状況の変化や令和6年度改定における審議報告を踏まえて、選択制の運用のあり方や上限価格の仕組みの検討に加え、福祉用具を利用者に適時・適切に提供するという観点から、どのような方策が考えられるか。